



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則(第75号) 4093

◇川崎市墓地条例施行規則の一部を改正する規則(第76号) 4093

◇川崎市消防団員手帳等に関する規則の一部を改正する規則(第77号) 4094

告 示

◇道路区域の変更(第539号) 4095

◇道路の供用開始(第540号) 4095

◇自転車等の撤去と保管(第541号) 4096

◇住居表示の実施に伴う町区域の設定(第542号) 4096

◇住居表示を実施すべき区域(第543号) 4096

◇自転車等の撤去と保管(第544号) 4096

◇予防接種の業務を行う医師(第545号) 4097

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第546号) 4097

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第547号) 4097

◇道路区域の変更(第548号) 4099

◇道路の供用開始(第549号) 4099

◇市道路線の認定(第550号) 4099

◇道路区域の決定(第551号) 4099

◇市道路線の廃止(第552号) 4099

◇道路区域の決定(第553号) 4100

◇道路の供用開始(第554号) 4100

公 告

◇一般競争入札の執行(第958号) 4100

◇開発行為に関する工事の完了(第959号) 4108

◇開発行為に関する工事の完了(第960号) 4109

◇農用地利用集積計画の制定(第961号) 4109

◇道路位置の指定(第962号) 4113

◇道路位置の指定(第963号) 4113

◇地籍調査により作成した筆界案の公告(第964号) 4113

◇一般競争入札の執行(第965号) 4113

◇開発行為に関する工事の完了(第966号) 4115

◇開発行為に関する工事の完了(第967号) 4115

◇一般競争入札の執行(第968号) 4115

◇一般競争入札の執行(第969号) 4116

◇一般競争入札の執行(第970号) 4118

◇条例環境影響評価審査書の公告(第971号) 4119

◇一般競争入札の執行(第972号) 4121

◇一般競争入札の執行(第973号) 4123

◇一般競争入札の執行(第974号) 4124

◇一般競争入札の執行(第975号) 4126

◇一般競争入札の執行(第976号) 4128

◇一般競争入札の執行(第977号) 4130

◇一般競争入札の執行(第978号) 4131

◇一般競争入札の執行(第979号) 4132

◇一般競争入札の執行(第980号) 4134

◇一般競争入札の執行(第981号) 4136

◇一般競争入札の執行(第982号) 4137

◇一般競争入札の執行(第983号) 4139

◇災害危険区域の指定の変更(第984号) 4141

◇一般競争入札の執行(第985号) 4142

◇都市公園法に基づく募集要項(公募設置等指針)の公告(第986号) 4144

◇一般競争入札の執行(第987号) 4144

◇公告の訂正(第988号) 4146

◇一般競争入札の執行(第989号) 4146

◇一般競争入札の執行(第990号) 4157

◇一般競争入札の執行(第991号) 4160

◇一般競争入札の執行(第992号) 4162

◇一般競争入札の執行(第993号) 4164

◇一般競争入札の執行(第994号)……………	4166	上下水道局公告(調達)	
◇一般競争入札の執行(第995号)……………	4169	◇落札者等の公示(第33号)……………	4211
◇一般競争入札の執行(第996号)……………	4171	病院局公告	
◇一般競争入札の執行(第997号)……………	4173	◇一般競争入札の執行(第45号)……………	4212
◇一般競争入札の執行(第998号)……………	4176	病院局公告(調達)	
◇一般競争入札の執行(第999号)……………	4178	◇一般競争入札の公告(第25号)……………	4214
◇一般競争入札の執行(第1000号)……………	4180	◇一般競争入札の公告(第26号)……………	4216
◇一般競争入札の執行(第1001号)……………	4182	消防局公告	
◇一般競争入札の執行(第1002号)……………	4185	◇サイレンの吹鳴(第4号)……………	4218
◇道路位置の指定(第1003号)……………	4187	◇サイレンの吹鳴(第5号)……………	4218
◇開発行為に関する工事の完了(第1004号)……………	4187	消防局訓令	
◇一般競争入札の執行(第1005号)……………	4187	◇川崎市消防署の組織に関する規定等の一部を改正する訓令(第23号)……………	4218
◇都市公園の区域の変更(第1006号)……………	4189	教育委員会告示	
公告(調達)		◇教育委員会定例会の招集(第21号)……………	4219
◇一般競争入札の執行(第357号)……………	4189	教育委員会公告	
◇一般競争入札の執行(第358号)……………	4190	◇令和4年度川崎市立高等学校入学定員(第3号)……………	4219
◇一般競争入札の執行(第359号)……………	4192	監査公表	
◇一般競争入札の執行(第360号)……………	4193	◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について(第13号)……………	4220
◇一般競争入札の執行(第361号)……………	4195	職員共済組合公告	
◇一般競争入札の公告(第362号)……………	4196	◇川崎市職員共済組合組合会監事選挙の当選人(第16号)……………	4236
◇落札者等の公示(第363号)……………	4199	区公告	
税公告		◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第154号)……………	4236
◇差押調書(謄本)の公示送達(第180号)……………	4199	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第155号)……………	4236
◇差押調書(謄本)の公示送達(第181号)……………	4199	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第156号)……………	4236
◇差押調書(謄本)の公示送達(第182号)……………	4199	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第157号)……………	4236
◇納税通知書の公示送達(第183号)……………	4199	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第158号)……………	4236
◇税額決定通知書の公示送達(第184号)……………	4200	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第159号)……………	4237
◇課税額変更(取消)通知書の公示送達(第185号)……………	4200	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第160号)……………	4237
◇差押調書(謄本)の公示送達(第186号)……………	4200	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第161号)……………	4237
上下水道局告示		◇国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押解除通知書の公示送達(川崎区第162号)……………	4237
◇川崎市排水設備指定工事店の更新(第51号)……………	4200	◇後期高齢者医療保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第163号)……………	4237
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第52号)……………	4201		
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第53号)……………	4201		
上下水道局公告			
◇一般競争入札の執行(第85号)……………	4201		
◇一般競争入札の執行(第86号)……………	4202		
◇一般競争入札の執行(第87号)……………	4205		
◇一般競争入札の執行(第88号)……………	4208		

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(幸区第33号)…………… 4237

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(中原区第54号)…………… 4238

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(高津区第83号)…………… 4238

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(高津区第84号)…………… 4238

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(高津区第85号)…………… 4238

◇後期高齢者医療保険料に係る納入通
知書の公示送達(宮前区第39号)…………… 4238

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(宮前区第40号)…………… 4239

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(宮前区第41号)…………… 4239

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(宮前区第42号)…………… 4239

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(多摩区第46号)…………… 4239

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(多摩区第47号)…………… 4239

◇住民票の職権消除(多摩区第48号)…………… 4239

◇印鑑登録の抹消(多摩区第49号)…………… 4240

◇国民健康保険料及び介護保険料に係
る差押調書(謄本)の公示送達(麻生
区第65号)…………… 4240

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(麻生区第66号)…………… 4240

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(麻生区第67号)…………… 4240

区選挙管理委員会告示

◇川崎市長選挙における期日前投票所
の投票管理者職務代理者の変更(川
崎区第29号)…………… 4240

◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
議院比例代表選出議員選挙における
期日前投票所の投票管理者職務代理
者の変更(川崎区第30号)…………… 4241

◇川崎市長選挙における投票管理者職
務代理者の変更(川崎区第31号)…………… 4241

◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆
議院比例代表選出議員選挙における
投票管理者職務代理者の変更(川崎
区第32号)…………… 4241

規 則

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

令和3年10月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第75号

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一
部を改正する規則

川崎市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年川崎
市規則第71号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考第7項第1号及び第2号を次のように改
める。

- (1) 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等
のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定こ
ども 第2子基本額の欄に定める額
- (2) 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等
(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を
除く。)である満3歳未満保育認定こども 0円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則の規定は、令和3年10月分の利用者負
担額から適用し、同年9月分までの利用者負担額につ
いては、なお従前の例による。

川崎市墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

令和3年10月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第76号

川崎市墓地条例施行規則の一部を改正する
規則

川崎市墓地条例施行規則(昭和31年川崎市規則第7
号)の一部を次のように改正する。

第5条中「4平方メートル」を「1平方メートル」に
改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が利用場所の区画を明らかにするため
必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

第6条第2項第2号中「が4平方メートル」の次に
「以下」を加え、同項第3号中「利用場所」を「1平方
メートル以内又は利用場所の面積」に、「境界」を「と
し、面積が4平方メートル以上の一般墓所に設置する地
上納骨設備と境界」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市消防団員手帳等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第77号

川崎市消防団員手帳等に関する規則の一部を改正する規則

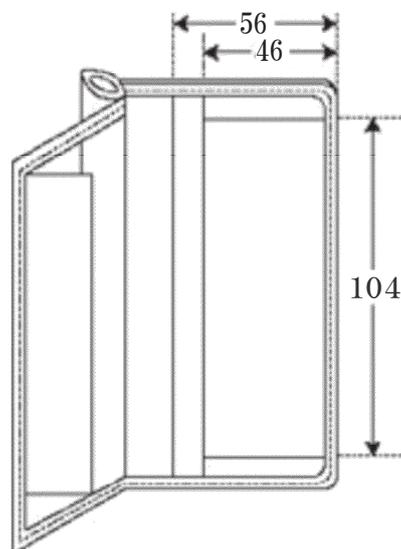
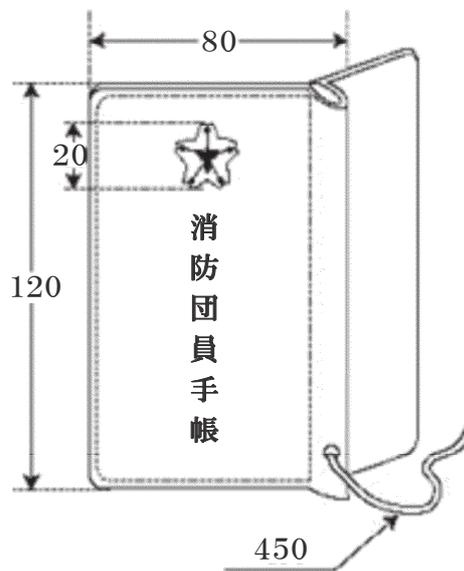
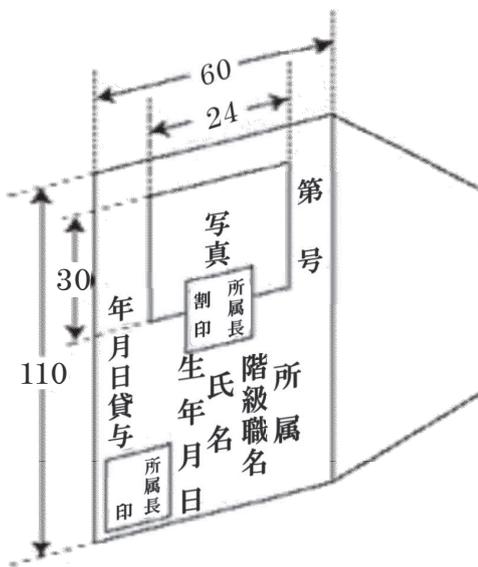
川崎市消防団員手帳等に関する規則（昭和51年川崎市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「階級」を「階級職名」に、「貸与年月日等」を「貸与年月日」に、「25ミリメートル」を「24ミリメートル」に、「所属団長」を「所属長」に改め、同条第2項中「機能別団員カード」を「機能別団員証」に改め、同項第1号中「川崎市機能別団員」を「川崎市機能別団員証」に改め、同項第2号中「貸与年月日等」を「貸与年月日」に、「25ミリメートル」を「24ミリメートル」に、「所属団長」を「所属長」に改める。

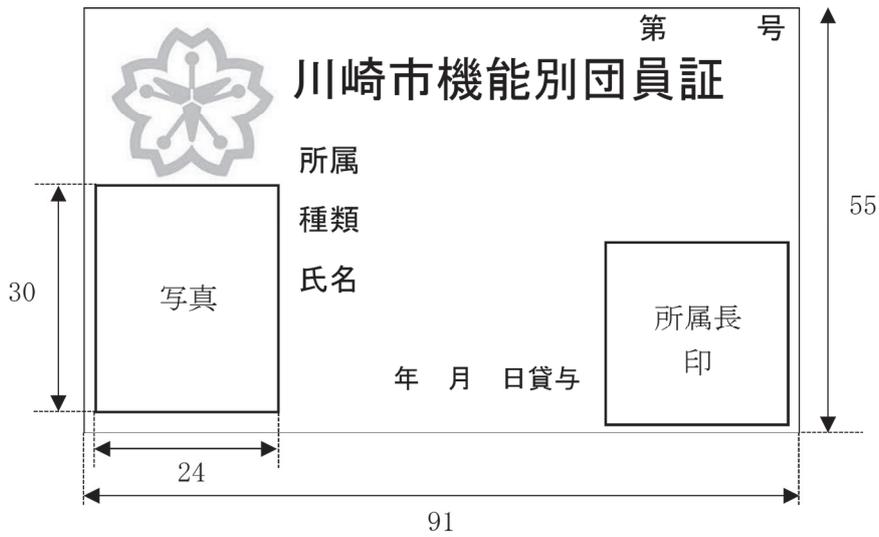
別図第1及び別図第2を次のように改める。

別図第1（第2条関係）

消防団員手帳



別図第2 (第2条関係)
機能別団員証



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前に改正前の規則第2条第1項の規定により貸与されている消防団員手帳及び同条第2項の規定により貸与されている機能別団員カードは、それぞれ改正後の規則第2条第1項の規定により貸与された消防団員手帳及び同条第2項の規定により貸与された機能別団員証とみなす。

告 示

川崎市告示第539号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年10月18日から令和3年11月1日まで一般の縦覧に供します。

令和3年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	黒川第10号線	川崎市麻生区黒川93番5先	2.12	16.99	
		川崎市麻生区黒川93番5先			
新	黒川第10号線	川崎市麻生区黒川93番4先	3.07 ～ 4.00	16.99	
		川崎市麻生区黒川93番6先			

川崎市告示第540号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年10月18日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年10月18日から令和3年11月1日まで一般の縦覧に供します。

令和3年10月18日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
黒川第10号線	川崎市麻生区黒川93番4先	
	川崎市麻生区黒川93番6先	

川崎市告示第541号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和3年10月19日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第542号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、麻生区岡上地区で、別図のとおり町区域の設定をしたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この町区域の設定の効力は、令和3年11月22日から生じるものとする。

令和3年10月22日

川崎市長 福田紀彦

(別図省略)

川崎市告示第543号

住居表示を実施すべき区域について、街区符号及び住居番号を次のように付けたので、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により告示する。

1 区域

川崎市麻生区岡上1丁目
川崎市麻生区岡上2丁目
川崎市麻生区岡上3丁目
川崎市麻生区岡上4丁目
川崎市麻生区岡上5丁目
川崎市麻生区岡上6丁目

2 実施期日

令和3年11月22日

3 住居表示の方法

街区方式

4 街区符号及び住居番号

別添住居表示新旧対照案内図のとおり

令和3年10月22日

川崎市長 福田紀彦

(別添新旧対照案内図省略)

川崎市告示第544号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和3年10月26日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第545号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和3年10月26日

川崎市長 福田 紀彦

医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
喜多 俊二	アクアこどもクリニック	川崎市高津区末長2-10-18 光亮第一ビル3階
阿部 真麻	川崎小児科・内科	川崎市川崎区駅前本町14-1 DKビル2階
片桐 秀元	もとすみ内科・胃腸内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15
中橋 栄太	中橋メディカルクリニック	川崎市中原区北谷町51-9

川崎市告示第546号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和3年10月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長	10件
イ 上下水道事業管理者	1件
ウ 病院事業管理者	2件
エ 教育委員会	7件

(2) 外部提供

ア 市長	16件
イ 上下水道事業管理者	1件
ウ 病院事業管理者	1件
エ 消防長	2件
オ 教育委員会	1件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第547号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和3年10月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定する区域

川崎区京町三丁目89番3の一部

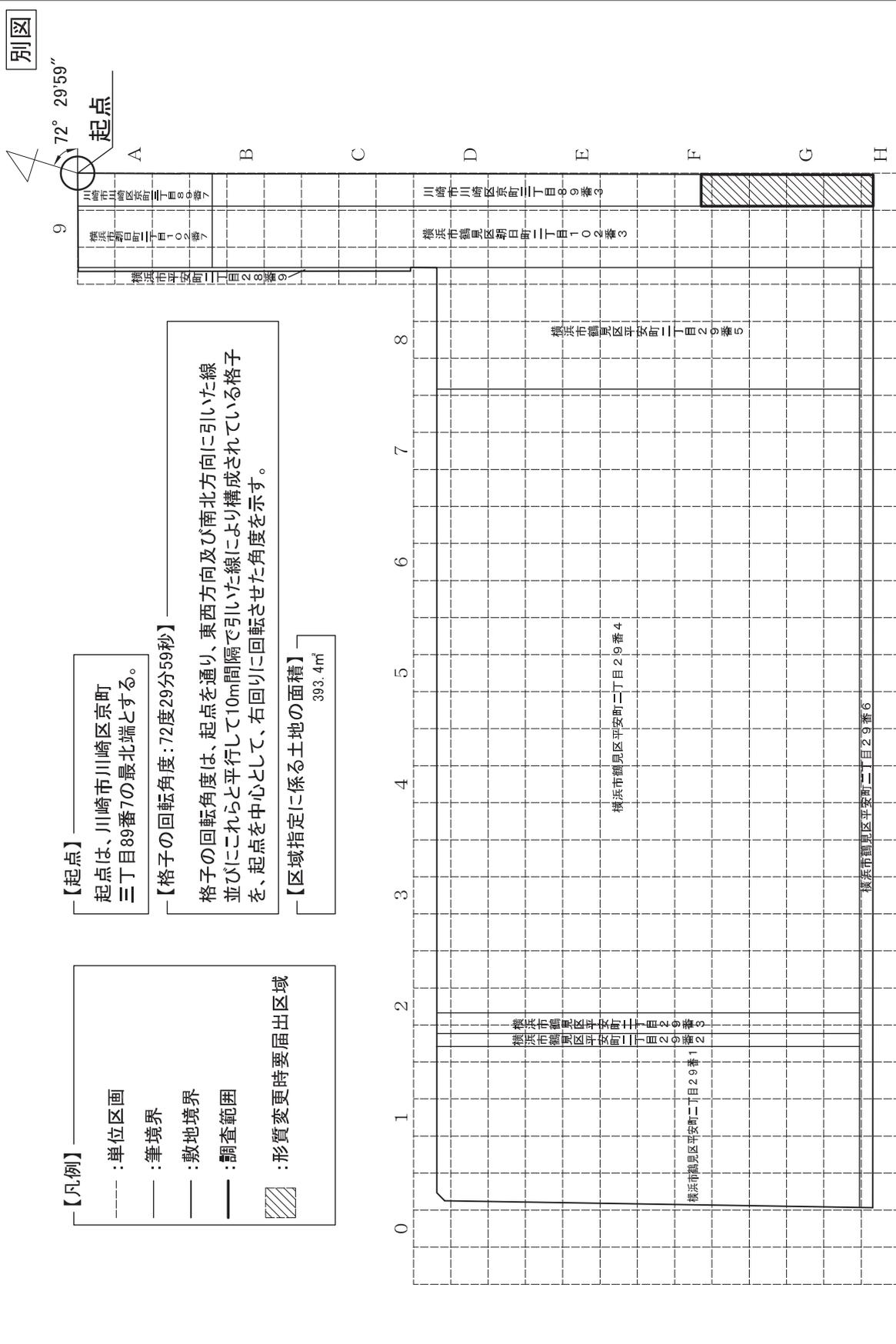
(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、六価クロム化合物

3 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、六価クロム化合物、



別図 指定する区域

川崎市告示第548号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年10月28日から令和3年11月12日まで一般の縦覧に供します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅第62号線	川崎市多摩区菅5丁目1137番4先 川崎市多摩区菅5丁目1137番1先	1.52	43.55	
新	菅第62号線	川崎市多摩区菅5丁目1137番6先 川崎市多摩区菅5丁目1137番12先	4.50	43.55	隅切りを含む

川崎市告示第549号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年10月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年10月28日から令和3年11月12日まで一般の縦覧に供します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅第62号線	川崎市多摩区菅5丁目1137番6先 川崎市多摩区菅5丁目1137番12先	隅切りを含む

川崎市告示第550号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田 紀彦

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
23	北見方第218号線	高津区北見方1丁目81番7先	
		高津区北見方1丁目81番13先	
24	下作延第247号線	高津区下作延6丁目1157番2先	
		高津区下作延5丁目1180番7先	
25	高石第321号線	麻生区高石3丁目31番1先	
		麻生区高石3丁目13番34先	

川崎市告示第551号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年10月28日から令和3年11月12日まで一般の縦覧に供します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田 紀彦

整理番号	路線名	起 点	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
		終 点			
23	北見方第218号線	高津区北見方1丁目81番7先	4.50	21.67	
		高津区北見方1丁目81番13先			
25	高石第321号線	麻生区高石3丁目31番1先	4.50	33.84	
		麻生区高石3丁目13番34先			

川崎市告示第552号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田 紀彦

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
26	野川 第201号線	宮前区西野川1丁目3115番4先	
		宮前区西野川1丁目3115番3先	
27	野川 第202号線	宮前区西野川1丁目3115番4先	
		宮前区西野川1丁目3115番4先	
28	向ヶ丘 第44号線	宮前区南平台723番1先	
		宮前区初山2丁目723番2先	
29	生田 第79号線	多摩区生田4丁目2039番11先	
		多摩区生田4丁目1859番8先	
30	細山 第84号線	麻生区細山4丁目638番1先	
		麻生区細山4丁目638番1先	
31	細山 第35号線	麻生区細山7丁目440番14先	
		麻生区細山7丁目425番3先	

川崎市告示第553号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定します。

また、同法第47条の7の規定に基づき、道路の一部について立体的区域の決定をします。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年10月28日から令和3年11月12日まで一般の縦覧に供します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
		終 点			
24	下作延 第247号線	川崎市高津区下作延 6丁目1157番2先	4.33 ～ 6.51	82.01	立体的区域 <small>(関係図面 のとおり)</small>
		川崎市高津区下作延 5丁目1180番7先			
		川崎市高津区下作延 6丁目1157番2先	16.85		
		川崎市高津区下作延 6丁目1182番2先			

川崎市告示第554号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和3年10月28日から開始します。”

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年10月28日から令和3年11月12日まで一般の縦覧に供します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
23	北見方 第218号線	高津区北見方1丁目81番7先	
		高津区北見方1丁目81番13先	
25	高石 第321号線	麻生区高石3丁目31番1先	
		麻生区高石3丁目13番34先	

公 告

川崎市公告第958号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月20日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道向ヶ丘122号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区犬蔵1丁目24番地先他1箇所
	履 行 期 間	契約の日から100日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年11月4日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	二ヶ領用水(宿河原線)親水施設改良工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区宿河原6丁目15番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年11月16日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	市道東百合丘102号線歩道設置（改築）及び道路補修（歩道透水性）工事
	履行場所	川崎市麻生区東百合丘4丁目28番地先
	履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	<p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年11月4日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 柿生大橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所 川崎市麻生区片平2丁目26番地先
	履行期間 契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>

参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年11月16日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名 餅井坂陸橋耐震補強工事
	履行場所 川崎市麻生区東百合丘4丁目49番地先
	履行期間 契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p>

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年11月16日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 井田杉山町北公園防球ネット整備工事
	履行場所 中原区井田杉山町2-72
	履行期間 契約の日から令和4年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「とび・土工」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年11月4日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に 付する事項	件名	初山住宅新築第2号エレベータ設備工事
	履行場所	川崎市宮前区初山二丁目723-2
	履行期間	契約の日から令和5年2月10日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成18年4月1日以降に有すること。 川崎市発注のエレベータ設置工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年11月17日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件名	柿生学園生活寮洗面所改修その他工事
	履行場所	川崎市麻生区五力田2丁目20番10号
	履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「内装」種目「内装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 内装仕上工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「内装仕上」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年11月12日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件名	道路照明設置その4工事
	履行場所	川崎市麻生区はるひ野5丁目16番地先他2箇所
	履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
	契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年11月8日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名 枅形2丁目ポンプ場水中ポンプ増設工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区枅形2丁目24番地先
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>ただし、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。また、契約後は建設業法に準じて、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年11月8日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第959号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年10月20日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市川崎区昭和二丁目17番1

ほか2筆の一部

559平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
株式会社 オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡 良介
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者(以下「甲」という。)及び利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法(昭和27年法律第229号)第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の引渡の時期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、

緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。

ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1項又は第2項に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(12) 利用権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。

(13) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(14) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(15) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に

定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

1 各筆明細

利用権を設定する土地		利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者	利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係		
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所	
麻生区岡上 字梨子ノ木1256	畑	400	公益財団法人 神奈川県農業公社 会長 佐藤 光徳	横浜市中区 山下町2番地	賃借権	普通畑	令和3年 11月1日	令和8年 10月31日	10,000 円	12月10日まで に口座へ 振り込み	青山 雄己	東京都目黒区中根 1-12-25-402	賃貸借

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「甲」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「乙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について当該農用地等を適正に利用していないと認められるときは解除をすることを条件とする。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び都道府県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲から報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

(12) 機構関連事業

農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び都道府県が協議して定める。

川崎市公告第962号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和3年10月21日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市高津区蟹ヶ谷83番地 西澤 達男		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区蟹ヶ谷字中ノ町148番1、 148番5、148番8、149番5の各々一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	33.06メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第206号	指 定 年月日	令和3年 10月21日	

川崎市公告第963号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和3年10月21日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸3234番地2 ホームライフ株式会社 代表取締役 工藤 宗義		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区菅五丁目1049番9、 1049番14、1049番18、1055番3 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	19.89メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第207号	指 定 年月日	令和3年 10月21日	

川崎市公告第964号

川崎市多摩区生田六丁目の一部について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日総理府令第71号）第30条第3項及び第4項の規定に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

令和3年10月22日

川崎市長 福田紀彦

- 1 土地の所在・地番
川崎市多摩区生田六丁目2827番1
- 2 筆界案を確認することができる場所
川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワー・リパーク14階
建設緑政局道路管理部管理課地籍担当
- 3 筆界案を確認することができる者
当該土地の所有者、その他の利害関係人及びこれらの代理人
- 4 筆界案の作成者
川崎市
- 5 公告期間
令和3年10月22日（金）～令和3年11月11日（木）
筆界案の確認は期間中8時30分から17時15分まで行うこととする。（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
公告の日から20日間意見を申し出ることができる。
公告の日から20日間を経過しても申出がないときは、準則第30条第3項及び第4項の規定に基づき調査を行う。

川崎市公告第965号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月22日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	準用河川三沢川用地測量委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区黒川409番地先
	履 行 期 間	令和4年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和3年11月25日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	市道高石229号線道路防護（設計）委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区高石6丁目1番地先
	履 行 期 間	令和4年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：道路）の資格を有する者を配置すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和3年11月25日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第966号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年10月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区馬絹6丁目957番1
の一部 ほか4筆の一部
1,990平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区馬絹6丁目17番15号
田邊 昇一
- 3 予定建築物の用途
共同住宅
計画戸数：38戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和3年5月11日
川崎市指令 ま宅審（イ）第14号

川崎市公告第967号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年10月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区宿河原6丁目977番1
ほか2筆の一部
652平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
多摩区宿河原6丁目37番5号
窪田 雅行
- 3 予定建築物の用途
共同住宅
計画戸数：16戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和3年7月12日
川崎市指令 ま宅審（イ）第30号

川崎市公告第968号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件 名
タブレット端末機等の賃貸借及び保守

- (2) 履行場所
川崎市議会 議会局指定場所
- (3) 履行期間
令和4年1月1日から令和8年12月31日まで
- (4) 概 要
詳細は「タブレット端末機等の賃貸借及び保守仕様書」によります。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「事務用機器」に登載されていること。
 - (4) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。
 - (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目9番地3
川崎市役所第2庁舎5階
議会局総務部庶務課 担当 吉田、吉川
電話 044-200-3368
 - (2) 配布、提出期間
令和3年10月25日（月）から令和3年10月29日（金）まで
土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時までとします。
なお、一般競争入札参加資格確認申請書は、入札説明書に添付されています。
 - (3) 提出方法
持参とします。
- 4 入札説明書及び仕様書の縦覧等
入札説明書及び仕様書は、上記3(1)の場所において縦覧に供します。期間については、上記3(2)に同じです。なお、縦覧書類については、インターネットでダウンロードすることもできます（「入札情報かわさき」－「入札情報」の”物品”－「入札公表」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付
入札参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに令和3年11月2日（火）に

入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、同日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで上記3(1)の場所において入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

6 仕様等に関する問い合わせ先

(1) 川崎市川崎区砂子1丁目9番地3

川崎市役所第2庁舎5階

議会局総務部庶務課 担当 吉田、吉川

電話 044-200-3368

(2) 質問受付期間

令和3年11月2日(火)から令和3年11月5日(金)午後5時まで

(3) 質問書の様式

所定の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール及びFAXに限りです。

電子メール 98syomu@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3953

(5) 回答方法

令和3年11月10日(水)に参加資格を有する全社に文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、紙入札方式とし、所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印してください。

イ 入札は60カ月のリース総額で行います。入札者は、見積もった月額賃貸借料の110分の100に相当する金額に60を乗じた額により入札してください。

(2) 入札書の提出方法

持参とします。

(3) 入札・開札の日時

令和3年11月25日(木)午後2時

(4) 入札・開札の場所

川崎市役所第2庁舎5階 議会局会議室

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成の要否

必要とします。

(2) 契約保証金

免除とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市契約条例等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規程」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りです。

(2) 詳細は、仕様書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を発注者に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 受注者は、毎月初めに前月分の賃貸借料を発注者に請求するものとし、発注者は、受注者の契約履行を確認し、受注者からの適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとします。

川崎市公告第969号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 王禅寺処理センター資源化処理施設クレーン設備点検整備業務委託

(2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地

(3) 履行期間 契約日から令和4年3月18日(金)まで

(4) 業務概要 本業務は、王禅寺処理センター資源化処理施設に設置されているクレーン設備を「クレーン等安全規則第34条の定期自主検査」及び「同規則第40条の性能検査」

に基づき、機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種のクレーン設備点検整備業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 業務に必要な有資格者及び技術者を配置できること。
なお、主に必要な有資格者及び技術者は次のとおりとする。

ア クレーン運転士

イ 玉掛け技能講習修了者

- (6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)、(5)の証明書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市麻生区王禅寺1285番地
環境局施設部王禅寺処理センター
担当 山口、渡邊、白木
電話 044-966-6135
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和3年10月25日(月)から令和3年11月1日(月)9時から17時まで
(日曜日及び12時～13時を除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(5)の資格証の写し

エ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和3年11月11日(木)までに配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和3年11月11日(木)9時から17時まで(12時から13時を除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和3年11月11日(木)9時から令和3年11月16日(火)17時まで
- (2) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp
- (4) 回答方法
令和3年11月22日(月)
全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和3年11月25日(木)10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地王禅寺処理センター3階会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とする。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第970号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和3年10月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター脱臭装置吸着剤交換業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和4年2月28日(月)まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されている脱臭装置の機能を正常に維持するために必要な吸着剤の交換及び臭気測定等業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、

脱臭装置吸着剤交換業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。

- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の契約実績を確認できる書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013

川崎市麻生区王禅寺1285番地 王禅寺処理センター
技術係 金子、秋山、山口
電 話 044-966-6135
F A X 044-951-0314

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和3年10月25日(月)から令和3年11月1日(月)9時から17時まで
(日曜日及び12時から13時の間は除く)

- (3) 提出方法

持参(持参以外は無効とする)

- (4) 提出書類

ア 上記2(4)の実績を確認できる書類等の写し(契約書の写し等)

イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和3年11月11日(木)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和3年11月11日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日

令和3年11月11日(木)から令和3年11月17日

(水) 9時から17時まで

(持参する場合、日曜日及び12時から13時の間は除く)

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-951-0314

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和3年11月22日(月)に全社に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和3年11月25日(木)
11時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
3階会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とする)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 要(10%)
※ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第971号

(仮称)メイツ新川崎計画に係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定により、標記事業に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和3年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

(仮称)メイツ新川崎計画に係る条例環境影響評価審査書

令和3年10月

川崎市

はじめに

1 指定開発行為の概要

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

(2) 個別事項

ア 大気質

イ 騒音

ウ 振動

エ 廃棄物等(建設発生土)

オ 緑(緑の質、緑の量)

カ 景観

キ 日照阻害

ク テレビ受信障害

ケ コミュニティ施設

コ 地域交通(交通安全、交通混雑)

(3) 環境配慮項目に関する事項

ア 地球温暖化対策

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

はじめに

(仮称)メイツ新川崎計画は、名鉄不動産株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、幸区南加瀬一丁目6番の約1.1haの区域において、地上5階建ての共同住宅を新設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和3年6月25日に指定開発行為実施届及び

条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名称：名鉄不動産株式会社
代表者：代表取締役 前田 由幸
住所：愛知県名古屋市中村区名駅四丁目26番25号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名称：(仮称) メイツ新川崎計画
種類：住宅団地の新設（第3種行為）
(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の4の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位置：幸区南加瀬一丁目6番
区域面積：約11,311㎡
用途地域：第一種中高層住居専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

共同住宅の新設

イ 土地利用計画

区 分		面積 (㎡)	割合 (%)
建築敷地	計画建物	約3,539	約31
	緑化地	約1,912	約17
	専用庭	約702	約6
	車路	約1,266	約11
	歩行者通路	約871	約8
	駐車場	約472	約4
	駐輪場・バイク置場	約354	約3
	その他	約1,502	約13
小 計		約10,618	約94
提供公園		約679	約6
道路(西側)		約14	約0.1
合 計		約11,311	100

注) 四捨五入の関係により、合計が合わないことがある。

ウ 建築計画等

区 分	概 要
建築敷地面積	約10,618㎡
建築面積	約4,221㎡
建ぺい率	約40%
延べ面積	約13,582㎡
容積対象床面積	約13,108㎡
容積率	約123%
高さ	約15m (最高高さ：約16m)
階数	地上5階
計画戸数	166戸
構造	RC造 (鉄筋コンクリート造)
駐車台数	54台 (機械式30台、平面24台)
バイク置場台数	14台
駐輪台数	166台
緑被率	約34.3%

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、共同住宅を新設するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

(2) 個別事項

ア 大気質

計画地及び工事用車両ルートが福祉施設、住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 騒音

計画地及び工事用車両ルートが福祉施設、住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境基準を超過しているか、工事用車両の走行に伴い等価騒音レベルが環境基準と同値になると予測していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

ウ 振動

計画地及び工事用車両ルートが福祉施設、住宅

等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

エ 廃棄物等（建設発生土）

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

オ 緑（緑の質、緑の量）

（ア）緑の質

樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

（イ）緑の量

新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

カ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、景観形成方針を踏まえるとともに、市関係部署と協議すること。

キ 日照障害

冬至日の平均地盤面において日影の影響を大きく受ける建物があり、その影響が懸念されていることから、日影の影響についてできる限り低減する措置を講ずること。また、日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

ク テレビ受信障害

工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ケ コミュニティ施設

児童・生徒数の増加については、義務教育施設の対応が必要なことから、市関係部署へ工期、入居予定状況等について早期に情報を提供すること。

コ 地域交通（交通安全、交通混雑）

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部が指定通学路となっていることから、交通安全を最優先するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物

多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

ア 地球温暖化対策

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努めること。

- | | | |
|---------------------------|-----------|------------------------|
| 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過 | 令和3年6月25日 | 指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領 |
| | 7月2日 | 条例準備書公告、縦覧開始 |
| | 8月16日 | 条例準備書縦覧終了、意見書の締切り |
| | | 意見書の提出 5名、5通 |
| | 9月16日 | 条例見解書の受領 |
| | 9月27日 | 条例見解書の公告、縦覧開始 |
| | 10月11日 | 条例見解書の縦覧終了 |
| | 10月25日 | 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付 |

川崎市公告第972号

入札公告（役務）

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 資源物とごみの分け方・出し方作製等業務委託
- (2) 履行場所 環境局生活環境部減量推進課ほか4か所
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月17日まで
- (4) 業務内容

「資源物とごみの分け方・出し方」の作製等に関する業務内容は、次のとおりとする。

「資源物とごみの分け方・出し方」の作製及び納入に関する業務

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望するものは、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「印刷物のデザイン」で登録されている者。
- (3) 過去5年間に、本委託業務と同等の契約実績を有していること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければならない。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎16階

川崎市環境局生活環境部減量推進課普及広報係

鈴木

電話 044-200-2580

FAX 044-200-3923

メール 30genryo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年10月25日から令和3年11月1日

(土・日及び休日を除く毎日9時から17時まで

(12時から13時までは除く。))

(3) 提出方法

持参

4 業務仕様書類の閲覧

次により業務仕様書類を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ

(2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。また、競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、令和3年11月5日に電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和3年11月5日

10時から17時まで

(12時から13時までは除く。)

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)と同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和3年11月8日から令和3年11月12日

(10時から17時まで(12時から13時までは除く。))

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、3(1)の場所に提出してください。

(4) 質問受け付け方法

持参、電子メールによる。

アドレス 30genryo@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

令和3年11月16日までに競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ文書(電子メールまたはFAX)で送付します。なお、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しません。

8 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとする。

(2) 入札の日時 令和3年11月24日 午前10時00分

(3) 入札の場所 川崎市役所第3庁舎16階環境局会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 開札の日時 上記8(2)に同じ

(6) 開札の場所 上記8(3)に同じ

(7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(8) 入札の無効 「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第973号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 堤根処理センタークレーン設備点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区堤根52番地
- (3) 履行期間 契約日から令和4年3月10日(木)まで
- (4) 業務概要 「クレーン等安全規則第34条の定期自主検査」及び「同規則第40条の性能検査」に基づくクレーン設備の点検整備業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、クレーン設備点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) クレーン運転士又はクレーン・デリック運転士、玉掛技能講習修了者、ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者を配置できること。
- (6) 業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託しないこと。ただし、一部を再委託する場合は、3(4)ウに示す書類を提出すること。

3 競争入札参加申込書等の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び2(4)(5)(6)に関する書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区堤根52番地
堤根処理センター4階事務所
堤根処理センター技術係
担当 名雪、佐藤、眞鍋
電話 044-541-2047(代表)

※ 競争入札参加申込書及びその他提出書類については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和3年10月25日(月)から令和3年10月29日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は申込書の提出締切日までに届くこととし、不備がないこと。

(4) 提出書類

- ア 上記2(4)の契約実績を確認できる契約書等の写し
- イ 上記2(5)の資格証の写し
- ウ 上記2(6)の再委託確認書(業務の一部を再委託する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和3年11月5日(金)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和3年11月5日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和3年11月5日(金)から令和3年11月10日(水)

9時から17時まで(日曜日及び12時から13時の間は除く。)

- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30tutumi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-533-4611

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和3年11月12日(金)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 令和3年11月22日(月)
11時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区堤根52番地
堤根処理センター5階大会議
室
- (4) 入札書の提出方法 原則持参とする。ただし、や
むを得ない場合に限り郵送で
の提出を可とする。
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定
に基づいて作成した予定価格
の範囲内で、最低の価格をも
って有効な入札を行った者を
落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ち
に再入札を行います。(開札
に立ち会わない者は、再入札
に参加の意思がないものとみ
なします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で
無効と定める入札は、これを
無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市
競争入札参加者心得等は、
入札情報かわさきの「契約関
係規定」から閲覧できます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じで
す。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第974号

入札公告

令和3年10月25日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
海岸保全施設長寿命化計画の修正及び高さ
調査業務委託

- (2) 履行場所
川崎市川崎区内
- (3) 履行期間
契約日から令和4年3月31日まで
- (4) 業務概要
本委託は、海岸法第14条の5(維持又は修繕)等
に基づき策定した海岸保全施設長寿命化計画・維持
管理計画について、高さに関する追加測量を実施し
たうえで、地区ごとに作成された計画を、全市的な
長寿命化計画と地区及び施設ごとの維持管理計画に
分割、修正するものである。修正においては、全体
を統一する観点から修正が必要な箇所を選定し、補
修時期の見直し等によるライフサイクルコストの見
直しと事業費平準化の検討を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満
たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港」
で登録されている者
- (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「建設コンサルタント」部門で、種目「測量」
及び「河川・砂防及び海岸・海洋」にも登録されて
いる者
- (5) 過去2年間に海岸保全施設の維持管理計画または
長寿命化計画策定に関する業務の実績があること。
- (6) 次の要件を満たす者を配置できること。

管理技術者は、技術士(建設部門:港湾及び空
港)、技術士(総合技術監理部門:建設-港湾及び
空港)、RCCMの「港湾及び空港」部門のいずれ
かの資格を有する者であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

- (1) 配布・提出場所
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワーリパーク 20階
川崎市港湾局港湾経営部整備計画課
電話番号 044-200-3731
FAX 044-200-3981
E-mail 58keika@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎
市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)におい
て、本件の公表情報詳細のページからダウンロード

できます。

(2) 配布・提出期間

令和3年10月25日(月)から令和3年11月1日(月)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)から2(6)に記載された要件を満たしていることを証する書類(契約書の写し、資格証の写しなど)

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和3年11月5日(金)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和3年11月5日(金)に競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワーリパーク 20階

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課

電話番号 044-200-3070

F A X 044-200-3981

E-mail 58keiki@city.kawasaki.jp

(2) 質問受付期間

令和3年11月8日(月)午前9時から令和3年11月10日(水)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

電子メール 58keiki@city.kawasaki.jp

F A X 044-200-3981

(5) 回答方法

令和3年11月15日(月)までに、文書(F A X又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年11月22日(月)午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワーリパーク 20階 港湾局会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 前払金

「入札公表詳細」を参照のこと。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3 (1) に同じ

(4) この委託は、電子納品の対象です。電子納品とは、川崎市電子納品要領に基づき、最終成果物を電子データで納品することです。川崎市電子納品要領については、川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/78-34-6-0-0-0-0-0-0.html>) をご覧ください。

(5) 本入札用設計書には、「登録単価」及び「【参考資料】積算入力データリスト」を添付しています。「登録単価」は、市で公表していない単価や物価資料に掲載のない単価等を明示しています。(添付していない場合もあります。)
「【参考資料】積算入力データリスト」は、委託設計書の設計内容を明確にするため、積算システムに入力した積算情報を参考として掲載したものです。また、摘要欄に記載されているシステム記号等については、システム構成上、標準的なものを表示しています。

川崎市公告第975号

入 札 公 告

川崎市脱炭素モデル地区（高津区役所他4施設）で使用する再生可能エネルギー100%電力の供給に関する契約における一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市脱炭素モデル地区（高津区役所他4施設）で使用する再生可能エネルギー100%電力の供給に関する契約

(2) 内訳・履行場所・予定使用電力量

	内訳	履行場所	予定使用電力量 (kWh)
1	高津区役所	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	500,400
2	高津区役所橋出張所	川崎市高津区千年1362-1	62,000
3	高津市民館橋分館	川崎市高津区久末2012-1番地	100,000
4	高津図書館	川崎市高津区溝口4丁目16番3号	171,685
5	東高津中学校	川崎市高津区末長4-1-1	206,100
合 計			1,040,185

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。なお、未申請の者（入札参加業種・種目に申請のないもの者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和3年11月5日（金）までに行うこと。

(5) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市環境局地球環境推進室 飛田、日吉

電 話：044-200-2088

F A X：044-200-3921

E-mail：30tisui@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間
令和3年10月25日(月)から令和3年11月5日(金)までの下記の時間
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。
- (3) 提出方法
持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合、令和3年11月5日(金)午後5時を必着とします。
なお、郵送した場合は、3(1)の所管課まで電話連絡願います。
- 4 入札説明書の交付
3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、令和3年10月25日(月)から令和3年11月5日(金)まで縦覧に供します。
ただし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 交付場所
3(1)と同じ
- (2) 交付日時
令和3年11月12日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで
ただし、川崎市「令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和3年11月12日(金)までに電子メールで配信します。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
3(1)と同じ
- (2) 問合せ期間
令和3年11月12日(金)から令和3年11月17日(水)までの下記の時間
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。
- (3) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に直接提出するか、FAX又はメールをしてください。なお、FAX又はメールをした場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 : 044-200-2088

F A X : 044-200-3921

E-mail : 30tisui@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年11月24日(水)に、川崎市「令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際のメールアドレス宛てに電子メールにて送付します。

なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で配布します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 郵送による入札

(ア) 入札書の郵送期限

令和3年12月3日(金) 午後5時必着

(イ) 郵送場所

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市環境局地球環境推進室

イ 持参による入札

(ア) 入札日時

令和3年12月7日(火) 午前9時

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)イ(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)イ(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和4年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第976号

入 札 公 告

令和3年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

超短波無線電話装置基地局及び無線機更新業務委託

(2) 履行場所

川崎マリエン内他(川崎市川崎区東扇島38-1・千鳥町15番9号他)

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

150MHz帯のアナログ周波数(かわさきこうわん)を使用する無線機のうち、旧スプリアス規格については、令和4年12月1日以降は使用不可となります。

引き続き、この無線機を使用する場合は、新スプリアス規格に適合する無線機として新替及び変更許可などを受ける必要があります。このため、無線機の新替と新替に伴う変更許可申請等の業務委託をお

願いするものです。

ただし、移動局18局の無線機中、5局は新スプリアス規格に対応済みです。

【新替】

※基地局1局(親機1台・子機2台)

※陸上移動局13局(船舶3台 車両4台 携帯5台 事務所1台)

詳細については、「超短波無線電話装置基地局及び無線機更新業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」で登録されていること。

(4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に企業規模「中小」で登録されていること。

(5) 指定都市もしくは本市で同業種の委託を受託した実績が過去2年間にあること、及び本業務委託についての類似(無線設備の点検、保守等)の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

FAX 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和3年10月25日(月)から令和3年10月29日(金)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

- イ 上記2(5)の実績を確認できる書類等の写し(契約書の写し等)
- (4) 提出方法
持参とします。
- 4 入札説明書の縦覧
入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。
- 5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付
- (1) 競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- ア 交付場所
3(1)に同じ
- イ 交付日時
令和3年11月4日(木) 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付
競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。
- ア 交付場所
3(1)に同じ
- イ 交付日時
5(1)イに同じ
ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和3年11月4日(木)までに競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先等
- (1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
令和3年11月5日(金) 午前9時から令和3年11月9日(火) 午後4時まで
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。
- (4) 質問受付方法
電子メール又はFAXに限ります。
電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp
FAX 044-287-6038
- (5) 回答方法
令和3年11月16日(火)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法 持参
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時
令和3年11月19日(金) 午前10時
イ 入札場所
川崎市川崎区東扇島38-1
川崎マリエン3階会議室
- (3) 入札保証金
免除
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続き等
次により契約を締結します。
- (1) 契約保証金は免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
契約書を作成することを要します。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第977号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年川崎市「成人の日を祝うつどい」警備業務等委託

(2) 履行場所

川崎市とどろきアリーナ及びその周辺

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年1月10日まで

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度本市有資格者名者の地域区分「市内」又は「準市内」に登録されていること。

(4) 入札期日において、令和3・4年度本市有資格業者名簿に業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。

(5) 過去3年以内に本市又は他官公庁において、本業務と同等以上の規模のイベントでの受託契約の実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎14階

こども未来局青少年支援室 担当 林田

電話：044-200-2669(直通)

FAX：044-200-3931

メール：45sien@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加資格確認申請書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)を参照してください。)

(2) 配布・提出期間

令和3年10月25日(月)から令和3年11月1日(月)まで

午前9時～正午及び午後1時～5時(土・日曜日を除く)

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年11月4日(木)午後5時まで

(2) 交付方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に電子メールアドレスを登録している場合は電子メール、登録していない場合はFAXにて交付します。

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問合せ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和3年11月4日(木)から令和3年11月9日(火)午後5時まで

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和3年11月10日(水)までに、参加全社宛てに電子メールにて送付します。

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。消費税等を含まない金額により入札することとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 入札を代理人に委任する場合は、入札書の他に委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年11月16日(火) 午後1時30分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎13階 こども未来局会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

8 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための窓口 3(1)と同じ

(5) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(2)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第978号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和3年10月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 産業廃棄物(汚泥)収集運搬・処分業務

(2) 履行場所 川崎市立学校

(3) 履行期間 契約日～令和4年1月31日

(4) 業務概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内又は「準市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」に記載されていること。

(4) 本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績が過去5年以内にあること。

(5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 平井

電話 044-200-3314

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年10月25日(月)～令和3年10月28日(木)
9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認
ができない等、無効となる場合がありますので御
注意ください。

(4) 提出方法

持参

4 資料の閲覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

(1) 積算用資料

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎
市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先
メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録し
ていない者にはFAX)により、令和3年11月1日
(月)までに交付します。併せて、入札説明資料も送
付しますので必ず確認してください。

6 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認
めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和3年11月1日(月)～令和3年11月4日(木)
9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メー
ルアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をして
ください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」
は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情
報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった
場合、令和3年11月5日(金)までに、入札参加資
格があると認めた者に文書(電子メールまたはFAX)
にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のい
ずれかに該当するときは、この入札に参加することが
できません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくな
ったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記

載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行
うものとします。

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和3年11月10日(水)
14時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎12階
会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の
場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義
が生じた際は、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 免除

(3) 前払金 否

10 その他

(1) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定める
ところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、
川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約
関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることがで
きます。

(5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第979号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

新型コロナウイルスワクチン接種券再発行等業務
委託

(2) 履行場所

川崎市役所健康福祉局保健所新型コロナウイルス
ワクチン調整室ほか

(3) 履行期間

令和4年1月4日から令和4年3月31日まで

(4) 委託概要

新型コロナワクチン予約管理システムにおいて、予約管理システムを使用する医療機関のうち依頼のあった医療機関に係る予約設定の入力業務や、川崎市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業負担金等申請書の記載内容の確認業務等、ワクチンの出庫状況のシステム登録、接種券の再発行業務等について業務委託するものです。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」に記載されていること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書の提出をしなければなりません。

(1) 配布場所

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。

(2) 配布・提出期間

令和3年10月25日から令和3年11月1日まで
午前9時から正午及び午後1時から午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局保健所

新型コロナウイルスワクチン調整室

担当 城田・佐瀬

電 話 044-200-1175

F A X 044-200-1065

E-mail 40vaccine@city.kawasaki.jp

(4) 提出方法

事前連絡の上、原則として郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）又は持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電

子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。メールアドレスの登録がない場合には、郵送します。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(3)と同じ

(2) 交付日時

令和3年11月4日 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

5 仕様等に関する問合せ

仕様等の内容に関する質問は、次のとおり行います。

(1) 問合せ先

3(3)と同じ

(2) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(3)の電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

令和3年10月25日から令和3年11月8日まで

午前9時から正午及び午後1時から午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(4) 回答方法

令和3年11月9日午後5時までに、確認通知書を交付した全ての者宛てに、電子メールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定めるいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和3年11月15日 午後3時30分

ウ 入札場所

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階 12D会議室

エ 入札金額は、総価を記載してください。入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず消費税及び地方消費税額を除いた税抜金額を入札書に記載してください。消費税及び地方消費税額は、代金支払の際に加算しますので、入札書に記載する総額には含まれないものとします。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

- 7(1)イと同じ
- (4) 開札の場所
 - 7(1)ウと同じ
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否

要
- (3) 前払金

否
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) この公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(3)と同じです。

川崎市公告第980号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和3年10月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和3年度無縁納骨堂収蔵焼骨合葬業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立無縁納骨堂（高津区下作延1241緑ヶ丘霊園内）
- (3) 履行期間 令和3年11月29日から令和4年3月15日まで
- (4) 委託概要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年4月1日川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登載されていること。
- (4) 過去5か年以内に、本市、他官公庁又は民間において、遺骨又は残骨灰処理（粉骨による減容）事業の誠実な履行実績を有すること。ただし、民間実績については、本委託と同等以上の契約実績を有すること。
- (5) 確実に業務完了に至ること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

入札に参加を希望するものは、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8
パレール三井ビル13階
健康福祉局生活保護・自立支援室
担当 池田・加藤
電 話 044-200-2646
F A X 044-200-3929
E-mail 40hogo@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間

令和3年10月25日（月）から令和3年11月1日（月）までとします。（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）
- (3) 提出方法 持参に限る。
- (4) 提出物
 - ア 入札参加申込書
 - イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し
- (5) その他
 - ア 提出された入札参加申込書等は返却しません。
 - イ 提出された入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。
 - ウ 入札参加申込書等に関する問い合わせ先は、3(1)の場所とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、次により、競争入札参加資格確認通知書を交付します。

なお、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している

場合は、電子メールにより送付します。

(1) 場 所 3(1)に同じ

(2) 日 時 令和3年11月4日(木)
午前8時30分から正午まで及び午後1
時から午後5時15分まで

(3) その他

競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、令和3年10月25日(月)から令和3年11月1日(月)まで縦覧に供します。(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

5 委託仕様書の配布

この入札の参加者には、委託仕様書を配布します。

なお、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにより配布します。電子メールアドレスの登録が無い場合は次の日時・場所のとおり御来庁ください

(1) 日 時 令和3年11月4日(木)
午前8時30分から正午まで及び午後1
時から午後5時15分まで

(2) 場 所 3(1)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和3年11月4日(木)から令和3年11月10日(水)(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて、上記3(1)のFAX番号又はE-mailアドレス宛て送付してください。

なお、その際には、質問書を送付した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年11月12日(金)までに、FAX又は電子メールにて全社宛て送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

委託契約総額(税抜き)を入札金額として行いま

す。契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和3年11月18日(木) 午後1時30分
イ 場 所 川崎区東田町8 13階
生活保護・自立支援室会議室

(3) 入札保証金 免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 積算内訳書の提出

落札者は、落札後、3(1)の担当者へ積算内訳書を速やかに提出しなければなりません。

9 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任状を事前に提出してください。また、開札には競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

10 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立会わないものを除きます。

11 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第981号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

消防情報共有システム閲覧端末の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市総務企画局危機管理室 ほか

(3) 履行期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

(4) 業務概要

川崎市消防局指令センターで管理する災害事案及び救急事案を、災害対策本部等で閲覧するための手段として、消防情報共有システムをインストールした端末の調達を行います。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されており、かつAの等級に格付けされていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年の間で国又は地方公共団体において、システム利用するためのPC又はタブレット端末を、納入又は運用保守した実績を有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 災害システム担当

電話 044-200-2857(直通)、

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年10月25日から令和3年11月2日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会、現地調査及び入札説明書

(1) 入札説明会及び現地調査

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年11月5日 午後1時から午後5時まで

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年10月25日から令和3年11月10日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又は郵送によります。(電子メールで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和3年11月12日午後5時まで、入札参加資格を有する者へ電子メールにて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、1円未満の端数を切り捨てた月額賃貸借料(税抜)に60を乗じた契約総額をもって行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和3年11月17日 午前10時

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参又は「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」への郵送とします。

ただし、郵送の場合の送付先は「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じとし、令和3年11月16日までに必着とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口

「3(1)提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第982号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市内公立保育園等樹木剪定等業務委託

(2) 履行場所

川崎市内公立保育園 16カ園

地域子育て支援センター 3カ所

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

近隣への落葉や、害虫が発生するなど対処が必要な保育園の樹木について、剪定を行う。

(ア) 保育園長が指示した樹木について剪定を実施する。

(イ) 剪定後の枝等の処分は、請負業者の責任において処理し費用も負担する。

(5) 作業上の注意

(ア) 作業にあたっては、園児、保護者、保育園関係者及び通行人等に対し、危険を及ぼさないよ

う安全面に十分注意すること。

(イ) 作業中に園児、保護者、保育園関係者及び通行人等に対し損害を与えたとき、または、川崎市の施設及び設備を破損したときは、直ちに保育園園長とこども未来局保育事業部運営管理課に報告し、その指示に従い補償または、現状復旧をすること。

(ウ) 作業時間については、保育園長の指示により決定すること。

2 実施回数及び履行期限

(1) 各施設…1回

契約締結日～令和4年3月31日まで

3 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「樹木管理」種目「樹木管理」に登載されていること。

(3) 令和3・4年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 平成26年度以降で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、契約実績を証する契約書の写しを提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

[住所等] 川崎市川崎区宮本町1番地川崎市役所
第3庁舎14階

[担当課] こども未来局保育事業部運営管理課

電 話 044-200-2661(直通)

F A X 044-200-3933

E-mail 45uneika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年10月25日(月)から10月29日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)

(3) 提出方法

持参

5 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年11月4日(木)午前9時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年11月4日(木)から11月5日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 45uneika@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3933

(5) 回答方法

令和3年11月9日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

8 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

- ア 入札は、単価で行います。
イ その他、入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札日時
令和3年11月12日(金) 午前9時30分
イ 入札場所
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎13階 こども未来局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先 の場所で閲覧することができます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎

市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第983号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

キングスカイフロント案内サインの在り方検討・設計業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区殿町3丁目他

(3) 履行期限

令和4年3月15日(火)

(4) 業務概要

殿町3丁目キングスカイフロント地区における案内サイン等に係る次の業務

ア サインの在り方検討

イ 案内誘導サイン(新設)の検討・詳細設計

ウ 地区案内サイン(既設・新設)の検討・詳細設計

エ ゲートサイン(新設)の検討

オ 以上の報告書のとりまとめ

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。

3 入札の日程(概要)

令和3年10月25日(月)	公告
10月29日(金)	入札参加申込書締切
11月1日(月)	入札参加資格確認通知の交付
11月4日(木)	仕様書等に関する質問締切
11月9日(火)	仕様書等に関する質問回答
11月12日(金)	入札

4 一般競争入札参加申込書の配布・提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書の配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)「入札情報」の委託の欄の「入札公表」(財政局側)からダウンロードできます。

- (2) 一般競争入札参加申込書の配布・提出期間
令和3年10月25日(月)から令和3年10月29日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで)
- (3) 提出先
〒210-0005
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎10階
臨海部国際戦略本部拠点整備推進部
電話番号 044-200-0526
FAX 044-200-3540
E-mail 59kyoten@city.kawasaki.jp
- (4) 提出書類
一般競争入札参加申込書
- (5) 提出方法
持参とします。

5 仕様書の配布

- (1) 配布場所
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」(財政局側)から仕様書をダウンロードすることができます。
- (2) 配布期間
令和3年10月25日(月)9時から令和3年10月29日(金)17時まで

6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切後、令和3年11月1日(月)までに送付します。なお、メールアドレスの登録が無い場合には、FAXにて送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 仕様等に関する質問・回答

仕様等に関する質問は、次により質問書を提出してください。

- (1) 質問書の配布場所
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」(財

政局側)から質問書をダウンロードすることができます。

(2) 質問書の配布・提出期間

- ア 配布期間
令和3年10月25日(月)から令和3年10月29日(金)まで
- イ 提出期間
令和3年10月25日(月)9時から令和3年11月4日(木)15時まで

(3) 提出先

上記4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参、電子メール又はFAX(電子メール又はFAXで提出した場合は、その旨を上記4(3)の電話番号宛てに連絡してください。)

(5) 回答方法

令和3年11月9日(火)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスにより回答いたします。なお、メールアドレスの登録が無い場合には、FAXにて回答します。

9 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参とします。入札は所定の入札書を入札件名を記入した封筒に入れて提出してください。

(2) 入札予定日時・場所

- ア 入札予定日時
令和3年11月12日(金)9時30分
- イ 入札予定場所
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎15階 第2会議室

(3) 入札金額等

- ア 入札は所定の入札書をもって行います。
イ 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税及び地方消費税額を含まないものとします。
ウ 入札及び開札に立ち会う者が代理人の場合は、入札書の代表者氏名の下に、必ず代理人の氏名及び押印してください。

(4) 入札保証金

免除します。

(5) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、資格確認通知書、名刺を必ず持参してください。また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、代理人に入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限を委任したことを示す委任状を入札前に提出してください。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により、無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

10 契約手続等

(1) 契約書の作成

要します。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 前払金

なし

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) から閲覧できます。

11 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第984号

災害危険区域の指定の変更

川崎市建築基準条例(昭和35年川崎市条例第20号)第3条の規定に基づく災害危険区域の指定を次のとおり変更します。

なお、関係図書は川崎市まちづくり局指導部建築管理課に備えて縦覧に供します。

令和3年10月25日

川崎市長 福田紀彦

番号	指定年月日	指定区域名称	適用
1	令和3年10月25日	夢見ヶ崎地区災害危険区域	幸区北加瀬1丁目1397-1ほか 別図参照
3	令和3年10月25日	野川南耕地地区災害危険区域	宮前区西野川3丁目2273-20ほか 別図参照
4	令和3年10月25日	新作間際根地区災害危険区域	高津区新作3丁目1462-2ほか 別図参照

5	令和3年10月25日	末長富士見台地区災害危険区域	高津区末長2丁目557ほか 別図参照
6	令和3年10月25日	南加瀬仲山地区災害危険区域	幸区南加瀬2丁目79-1ほか 別図参照
7	令和3年10月25日	井田山下地区災害危険区域	中原区井田2丁目1155-4ほか 別図参照
8	令和3年10月25日	下作延辰ノ谷地区災害危険区域	高津区下作延2丁目357-1ほか 別図参照
11	令和3年10月25日	久末表耕地地区災害危険区域	高津区久末字久末谷1234-3ほか 別図参照
16	令和3年10月25日	千年地区災害危険区域	高津区千年字三荷座前1187ほか 別図参照
17	令和3年10月25日	蟹ヶ谷C地区災害危険区域	高津区蟹ヶ谷字四方之嶺281-1ほか 別図参照
18	令和3年10月25日	上作延地区災害危険区域	高津区上作延字北原190-1ほか 別図参照
21	令和3年10月25日	下作延B地区災害危険区域	高津区下作延2丁目412-イほか 別図参照
22	令和3年10月25日	下作延C地区災害危険区域	高津区下作延1丁目2110ほか 別図参照
23	令和3年10月25日	下作延D地区災害危険区域	高津区下作延1丁目2086ほか 別図参照
24	令和3年10月25日	下作延E地区災害危険区域	高津区下作延7丁目2054ほか 別図参照
25	令和3年10月25日	下作延F地区災害危険区域	高津区下作延7丁目2011-3ほか 別図参照
27	令和3年10月25日	久本B地区災害危険区域	高津区久本1丁目408-1ほか 別図参照
28	令和3年10月25日	井田B地区災害危険区域	中原区井田1丁目1061-1ほか 別図参照
29	令和3年10月25日	久地地区災害危険区域	高津区久地1丁目504-1ほか 別図参照
31	令和3年10月25日	平B地区災害危険区域	宮前区平1丁目45-1ほか 別図参照
33	令和3年10月25日	末長久保台地区災害危険区域	高津区末長2丁目378-1ほか 別図参照

34	令和3年 10月25日	末長向台地区 災害危険区域	高津区末長1丁目389-1 ほか 別図参照
40	令和3年 10月25日	野川北耕地 地区災害危険 区域	宮前区野川本町1丁目284 -45ほか 別図参照
44	令和3年 10月25日	新作向台地区 災害危険区域	高津区新作2丁目1650-1 ほか 別図参照
46	令和3年 10月25日	野川北耕地 地区災害危険 区域	宮前区野川本町1丁目284 -6ほか 別図参照
48	令和3年 10月25日	久末イの木 地区災害危険 区域	高津区久末字十二天丸1730 ほか 別図参照
49	令和3年 10月25日	久末達野地区 災害危険区域	高津区久末字籠場谷1428- 2ほか 別図参照
52	令和3年 10月25日	上作延B地区 災害危険区域	高津区上作延字北原136- 1ほか 別図参照
55	令和3年 10月25日	久末D地区 災害危険区域	高津区久末字籠場谷1446 ほか 別図参照
57	令和3年 10月25日	千年B地区 災害危険区域	高津区千年字三荷座前1120 -1ほか 別図参照
63	令和3年 10月25日	久末B地区 災害危険区域	高津区久末字達野1373ほか 別図参照
67	令和3年 10月25日	蟹ヶ谷往古滝 地区災害危険 区域	高津区蟹ヶ谷往古滝248-1 ほか 別図参照
69	令和3年 10月25日	夢見ヶ崎地区 災害危険区域	幸区北加瀬1丁目976ほか 別図参照
70	令和3年 10月25日	南加瀬仲山 地区災害危険 区域	幸区南加瀬1丁目131ほか 別図参照
71	令和3年 10月25日	蟹ヶ谷B地区 災害危険区域	高津区蟹ヶ谷字東神庭97- 12ほか 別図参照
74	令和3年 10月25日	下作延H地区 災害危険区域	高津区下作延5丁目1196- 1ほか 別図参照
75	令和3年 10月25日	久本B地区 災害危険区域	高津区久本1丁目408-1 ほか別図参照
79	令和3年 10月25日	久末梅ヶ久保 地区災害危険 区域	高津区久末字梅ヶ久保621 -3ほか 別図参照
82	令和3年 10月25日	新作D地区 災害危険区域	高津区新作2丁目1442-1 ほか 別図参照
84	令和3年 10月25日	久本地区 災害危険区域	高津区久本2丁目338-1 ほか 別図参照

85	令和3年 10月25日	新作F地区 災害危険区域	高津区新作3丁目1289ほか 別図参照
102	令和3年 10月25日	千年C地区 災害危険区域 (拡大)	高津区千年字蟻山545-2 ほか 別図参照
115	令和3年 10月25日	野川東耕地 B地区災害 危険区域	宮前区野川本町2丁目922 -32 ほか別図参照

(別図省略)

川崎市公告第985号

一般競争入札について、次のとおり公告します。
令和3年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度川崎市災害時要援護者避難支援制度に
関する登録勧奨及び調査等業務委託

(2) 履行場所

川崎市健康福祉局総務部危機管理担当及び受託者
コールセンター設置場所

(3) 履行期限

令和4年3月31日

(4) 委託概要

災害時に自力で避難することが困難であり支援を
必要とすると考えられる方々に川崎市災害時要援護
者避難支援制度を周知し、制度を必要とする方々の
登録を促す。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指

名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度の川崎市業務

委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「そ
の他」に登録されていること。

(4) 過去5か年に、本市又は他官公庁において類似委

託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有
すること。

(5) ISMS又はプライバシーマークの認定を受けて

いること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札

参加の申込をしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局総務部危機管理担当

白浜・廣岡担当

電 話 044-200-0784 (直通)

F A X 044-200-3925

E-mail 40syomu@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和3年10月25日(月)から令和3年11月1日(月)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 委託契約実績の内容を確認できる契約書・仕様書等の写し

(4) 提出書類に関する説明及び審査

ア 提出された書類等に関し、説明を求められた時にはこれに応じなければなりません。

イ 提出された書類等を審査した結果、本件を実施することができる認められた者に限り、入札に参加することができます。

(5) 提出方法

郵送(提出期間内必着)又は持参とします。

郵送した場合は、郵送した当日中にメールにより、担当宛て郵送した年月日等を知らせ、かつ書類の到着を確認しなければなりません。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを記載している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接取りに来ようお願いします。

(1) 日時

令和3年11月2日(火)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードできます。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアド

レスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信されます。

5 仕様等に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書の様式を用いて指定の電子メールアドレスに提出してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(3) 質問受付期間

令和3年10月25日(月)午後1時から令和3年11月4日(木)午後5時までとします。

(4) 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問書及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3年11月8日(月)までに、確認通知書を交付した全社宛てに電子メールで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は所定の入札書をもって行います。

イ 入札の提出方法は、持参のみとします。

ウ 入札書に記載する金額には、法定所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。

(2) 入札及び落札の日時及び場所

ア 日時 令和3年11月15日(月)11時

イ 場所 川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエア西館12階 12D会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条の各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書のとおりです。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(5) 情報を入手するための問い合わせ窓口

3(1)と同じ

川崎市公告第986号

梶橋水江町線沿道及び池上新町南緑道の一体利用による地域環境改善事業に係る募集要項（公募設置等指針）について

都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条の2第7項に基づき、標記事業に係る募集要項（公募設置等指針）を次のとおり公告します。

令和3年10月26日

川崎市長 福田紀彦

次のとおり省略

川崎市公告第987号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年10月27日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約名

学校給食申込書等の作製及び封入業務委託契約

(2) 履行期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

(3) 委託業務の概要

「学校給食申込書等の作製及び封入業務委託契約仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「学校給食申込書等の作製及び封入業務委託契約 入札説明書」（以下「入札説明書」という。）によります。

(4) 履行場所

川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 他

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしている必要があります。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」に登録されていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の提出場所及び問合せ先
本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書（様式1）」を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

担当：原嶋

電話 044-200-2539（直通）

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年10月27日（水）から令和3年11月2日（火）17時まで

(3) 提出物

入札参加資格確認申請書

(4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

郵送又は電子メールによる送付とします。

郵送の場合は、配達記録が残る方法により郵送してください。

電子メールによる送付の場合は、pdf形式のファイルを送付するものとし、併せて原本を郵送にて送付ください。電子メールに添付したpdfファイルの到達をもって入札参加資格確認申請書の提出といたします。また、電子メールを送付した際に上記

問合せ先電話番号宛てにその旨御一報ください。

(5) 仕様書等の配布

本件入札に係る仕様書及び入札説明書は、入札日前日の17時まで、以下のurlにおいてダウンロードにより配布します。

<http://www.city.kawasaki.jp/880/soshiki/25-10-0-0-0.html>

4 入札の手続

(1) 日程の概要

入札手続の日程概要は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認通知書の送付

令和3年11月5日(金)

イ 仕様等に関する質問の提出期限

令和3年11月11日(木)

ウ 仕様等に関する質問への回答

令和3年11月15日(月)

エ 入札及び開札

令和3年11月19日(金)

(2) 日程の詳細

日程の詳細は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認通知書の送付

入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認通知書(様式2)」を送付します。

(ア) 送付日

令和3年11月5日(金)

(イ) 送付方法

電子メールにより送付します。

イ 仕様等に関する質問

(ア) 質問の方法

入札説明書及び仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「質問書(様式3)」に必要な事項を記入の上、3(1)の問合せ先アドレス宛てに電子メールで送付してください。

(イ) 質問の受付期間

令和3年11月11日(木)17時まで(必着)

(ウ) 回答

令和3年11月15日(月)までに、質問者名を伏せた上で、全ての質問への回答を全参加者宛てに電子メールで送付します。なお、入札参加資格がない者からの質問には回答しません。

ウ 入札及び開札

(ア) 入札の方法等

a 入札は総価で行います。

b 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の

際に加算します。

c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。

d 入札書の提出方法は、持参とします。

(イ) 入札及び開札の日時等

a 日時

令和3年11月19日(金)10時

b 場所

川崎市川崎区宮本町6
明治安田生命ビル4階 第2会議室

(ウ) 入札保証金

入札保証金を要します。ただし、川崎市契約規則第9条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

(エ) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(オ) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約手続等

(1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の契約関係規程において閲覧することができます。

6 その他

(1) 言語及び通貨

本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 本公告に定めのない事項

本公告に定めるもののほか、本件入札に関する事項は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第988号

令和3年10月25日川崎市公告第982号を次のとおり訂正します。

令和3年10月27日

川崎市長 福田紀彦

誤

9 入札等の手続き

(1) 入札方法

ア 入札は、単価で行います。

正

9 入札等の手続き

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。

川崎市公告第989号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月27日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	幸区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修(歩道透水性)工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬2丁目8番地先
	履行期間	契約の日から令和4年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>ただし、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年11月11日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 渡田第1公園整備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区渡田東町5-1
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年11月11日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 日本民家園旧佐々木家周辺園路改修工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区枳形7丁目1-1地内
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>

参加資格	(8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年11月11日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	市道向ヶ丘遊園駅菅生線(V)舗装道補修(打換)工事
	履行場所	川崎市宮前区犬蔵2丁目12番地先
	履行期間	契約の日から100日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年11月11日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	市道坂戸57号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市高津区坂戸1丁目20番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年11月11日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	渋川整備工事
	履 行 場 所	川崎市中原区木月4丁目18番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年11月24日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 下島橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所 川崎市多摩区菅1丁目14番地先
	履行期間 契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>

参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年11月24日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件名	塩浜護岸改良工事
	履行場所	川崎市川崎区夜光3丁目1番地の2
	履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(8) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p>	

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年11月24日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件名	日進町歩道橋補修工事
	履行場所	川崎市川崎区日進町1番地先
	履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

参 加 資 格	なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年11月24日 13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名 田辺新田歩道橋補修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区小田7丁目1番地先
	履 行 期 間 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年11月24日 13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名	橘中学校衛生器具設備改修その他工事
	履行場所	川崎市高津区千年1300番地
	履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年11月19日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名	東扇島緑道照明設備改修工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島地内
	履行期間	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p>	

参 加 資 格	<p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年11月15日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件13)

競争入札に付する事項	件 名	高津区内矢上川樋門補修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区千年126番地先他5箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」種目「水門等の門扉設置」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「鋼構造物」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年11月19日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件14)

競争入札に付する事項	件 名	新百合ヶ丘駅南口駅前広場受変電設備補修工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生1丁目20番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年11月15日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件15)

競争入札に付する事項	件 名	五反田川放水路放流部管理棟新築その他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸新町451番1
	履 行 期 間	契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年11月29日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第990号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3～6年度川崎市立小杉小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立小杉小学校

(3) 履行期間

令和4年3月25日から令和7年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の

回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和3年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あつて令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～6年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和3年10月28日（木）から令和3年11月10日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和3年11月10日（水）まで必

着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年11月16日（火）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年11月16日（火）午前8時30分～令和3年11月22日（月）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和3年11月29日（月）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立

ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月13日（月）午前10時00分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎 4階 第4、
第5、第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第991号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和3～6年度川崎市立川中島小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立川中島小学校

(3) 履行期間

令和4年3月25日から令和7年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和3年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あつて令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食

中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運營業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～6年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和3年10月28日(木)から令和3年11月10日

(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1

時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和3年11月10日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年11月16日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年11月16日（火）午前8時30分～令和3年
11月22日（月）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和3年11月29日（月）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月13日（月）午前10時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階 第4、

第5、第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市

の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第992号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和3～6年度川崎市立東小田小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立東小田小学校
- (3) 履行期間
令和4年3月25日から令和7年3月24日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。
ア 令和3年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和3年10月1日現在において不履行のないこと。
イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があって不履行がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あって令和3年10月1日現在において不履行のないこと。
- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～6年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和3年10月28日（木）から令和3年11月10日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和3年11月10日（水）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年11月16日（火）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年11月16日（火）午前8時30分～令和3年11月22日（月）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和3年11月29日（月）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求められる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月13日（月）午前11時00分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階 第4、第5、第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入

札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第993号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3～6年度川崎市立小田小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立小田小学校

(3) 履行期間

令和4年3月25日から令和7年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和3年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行

がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あって令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～6年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、千葉担当
電話：044-200-3299・3894（直通）
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和3年10月28日（木）から令和3年11月10日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和3年11月10日（水）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年11月16日（火）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書

も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、千葉担当
電話：044-200-3299・3894（直通）
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年11月16日（火）午前8時30分～令和3年11月22日（月）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和3年11月29日（月）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者

心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月13日(月)午前11時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階 第4、第5、第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第994号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和3～6年度川崎市立東大島小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立東大島小学校

(3) 履行期間

令和4年3月25日から令和7年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和3年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あつて令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～6年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表

情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和3年10月28日(木)から令和3年11月10日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和3年11月10日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年11月16日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年11月16日(火)午前8時30分～令和3年11月22日(月)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和3年11月29日(月)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全

社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。
なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月13日（月）午後1時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階 第4、第5、第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第995号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和3～6年度川崎市立住吉小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立住吉小学校
- (3) 履行期間
令和4年3月25日から令和7年3月24日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和3年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学

校の給食調理業務を受託しており、令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あつて令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運營業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～6年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和3年10月28日(木)から令和3年11月10日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和3年11月10日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年11月16日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年11月16日(火)午前8時30分～令和3年11月22日(月)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和3年11月29日(月)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵

送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月13日(月) 午後2時00分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階 第4、第5、第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)と同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第996号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和3～6年度川崎市立宮内小学校給食調理等業

務委託

(2) 履行場所

川崎市立宮内小学校

(3) 履行期間

令和4年3月25日から令和7年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和3年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あつて令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参

加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～6年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和3年10月28日（木）から令和3年11月10日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和3年11月10日（水）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年11月16日（火）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年11月16日（火）午前8時30分～令和3年11月22日（月）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。ま

た、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和3年11月29日（月）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求められる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月13日（月） 午後2時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階 第4、第5、第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこ

ととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意

ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第997号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和3～6年度川崎市立梶ヶ谷小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立梶ヶ谷小学校

(3) 履行期間

令和4年3月25日から令和7年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。
- ア 令和3年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和3年10月1日現在において不履行のないこと。
- イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あつて令和3年10月1日現在において不履行のないこと。
- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～6年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。
- (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先
- 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、千葉担当
電話：044-200-3299・3894（直通）
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
- (2) 配布、提出期間
- 令和3年10月28日（木）から令和3年11月10日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日

曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和3年11月10日（水）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年11月16日（火）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年11月16日（火）午前8時30分～令和3年11月22日（月）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和3年11月29日（月）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその

代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月13日（月） 午後3時00分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階 第4、第5、第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第

33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第998号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和3～6年度川崎市立久末小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立久末小学校

(3) 履行期間

令和4年3月25日から令和7年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和3年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あつて令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食

中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運營業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～6年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和3年10月28日(木)から令和3年11月10日

(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1

時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和3年11月10日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年11月16日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年11月16日（火）午前8時30分～令和3年
11月22日（月）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和3年11月29日（月）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月13日（月）午後3時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階 第4、第5、

第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市

の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第999号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和3～6年度川崎市立土橋小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立土橋小学校
- (3) 履行期間
令和4年3月25日から令和7年3月24日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和3年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あつて令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～6年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和3年10月28日（木）から令和3年11月10日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和3年11月10日（水）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年11月16日（火）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年11月16日（火）午前8時30分～令和3年11月22日（月）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和3年11月29日（月）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求められる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月14日（火）午前10時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階 第4、第5、第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入

札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1000号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3～6年度川崎市立宮崎小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立宮崎小学校

(3) 履行期間

令和4年3月25日から令和7年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和3年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行

がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あって令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～6年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、千葉担当
電話：044-200-3299・3894（直通）
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和3年10月28日（木）から令和3年11月10日（水）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和3年11月10日（水）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年11月16日（火）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書

も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、千葉担当
電話：044-200-3299・3894（直通）
FAX：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年11月16日（火）午前8時30分～令和3年11月22日（月）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和3年11月29日（月）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者

心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

- ア 日時 令和3年12月14日(火) 午前10時00分
- イ 場所 川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎 4階 第4、第5、第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1001号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和3～6年度川崎市立岡上小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立岡上小学校

(3) 履行期間

令和4年3月25日から令和7年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和3年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あつて令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～6年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表

情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和3年10月28日(木)から令和3年11月10日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和3年11月10日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年11月16日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年11月16日(火)午前8時30分～令和3年11月22日(月)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和3年11月29日(月)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全

社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。
なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月14日（火）午前11時30分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階 第4、第5、第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)と同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1002号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和3～6年度川崎市立菅小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市立菅小学校
- (3) 履行期間
令和4年3月25日から令和7年3月24日まで
- (4) 調達概要
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和3年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学

校の給食調理業務を受託しており、令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 平成30、令和元、2年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和3年度の受託実績が3校以上あつて令和3年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成28年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運營業務において、平成28年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和3～6年度川崎市立小学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参または書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和3年10月28日(木)から令和3年11月10日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和3年11月10日(水)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和3年11月16日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

桧垣、井上、千葉担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和3年11月16日(火)午前8時30分～令和3年11月22日(月)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和3年11月29日(月)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵

送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月14日(火) 午前11時00分

イ 場所 川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎 4階 第4、第5、第6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも関わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも関わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1003号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和3年10月28日

川崎市長 福田紀彦

築造主	川崎市中原区上小田中二丁目18番1号		
住所・氏名	山崎 等		
道路位置の地名・地番	川崎市中原区上小田中二丁目717番1号の一部、717番6の一部 別図省略		
幅員	5.01メートル	延長	25.14メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第208号		指 定 年月日	令和3年 10月28日

川崎市公告第1004号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年10月29日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区百合丘1丁目8番4
ほか1筆
1,551平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都武蔵野市吉祥寺北町1丁目29番1号
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 佳克
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和2年2月7日
川崎市指令 ま宅審（イ）第110号
令和2年6月8日
川崎市指令 ま宅審（イ）第25号（変更）
令和2年8月24日
川崎市指令 ま宅審（イ）第49号（変更）
令和3年8月20日
川崎市指令 ま宅審（イ）第49号（変更）

川崎市公告第1005号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月29日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道栗木4号線道路防護(設計)委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区片平1497番地先
	履 行 期 間	令和4年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は、技術士(建設部門:道路)の資格を有する者を配置すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和3年11月30日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	蔵敷橋ほか1橋橋りょう長寿命化修繕設計委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区菅生2丁目1番地先ほか1箇所
	履 行 期 間	令和4年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート)又はRCCM「鋼構造及びコンクリート」部門のいずれかの資格を有する者。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和3年11月30日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	伊勢台人道橋ほか1橋耐震補強設計委託
	履 行 場 所	川崎市中原区井田1丁目39番地先ほか1箇所
	履 行 期 間	令和4年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。	

参加資格	(4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア 管理技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有する者。 イ 照査技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はRCCM「鋼構造及びコンクリート」部門のいずれかの資格を有する者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年11月30日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1006号

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第2条第1項の規定に基づき、次の公園の区域を変更します。

令和3年10月29日

川崎市長 福田 紀 彦

公園の名称	位置	区域	変更前面積	変更後面積	変更年月日
ふじみ富士見公園	川崎区富士見2丁目2番1	別図のとおり	130,628 m ²	132,304 m ²	公告日

(別図省略)

公 告 (調 達)

川崎市公告（調達）第357号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
非常用発電機設置等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市多摩区栗谷3丁目30番8号
多摩消防署栗谷出張所ほか
- (3) 履行期限
令和4年3月31日
- (4) 調達概要
多摩消防署栗谷出張所改築に伴い、川崎市消防訓練センターに保管している消防指令システム用非常用発電機（デンヨー株式会社製 形式名称：TLG-

6SSGX（2W）F）を撤去し、栗谷出張所新庁舎まで運搬し発電機の据付、点検、試験調整、配線のつなぎ込みを行い消防指令業務の中断なき運用を維持するものである。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間で1件以上、国または地方公共団体において類似の契約を締結し、すべて誠実に履行していること。
- (5) 業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に再委託しないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書表紙及び仕様書の写し等業務内容がわかるもの）を提出してください。

- (1) 配布・提出場所
〒210-8565
川崎市川崎区南町20番地7
（川崎市消防局総合庁舎7階）
川崎市消防局警防部指令課
電話 044-223-2545
- (2) 配布・提出期間
令和3年11月10日から令和3年11月17日までの午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和3年11月19日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sirei@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和3年11月10日から令和3年11月24日までの午前9時から午後5時
(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和3年11月26日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年11月30日 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局総合庁舎7階 第2会議室

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 再入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

川崎市公告(調達)第358号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 歴史的統計資料に係る電子化及び製本等業務委託
- (2) 履行場所 受注者作業場所
川崎市役所第3庁舎
(川崎市川崎区東田町5-4)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月18日まで
- (4) 委託概要 別紙仕様書のとおり
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」の業種「その他業務」、種目「その他」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 電子化及び製本の対象となる紙媒体の資料の受渡しに当たって、来庁のうえ、手渡しにより貸与及び返却が可能であること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先
次により一般競争入札参加資格確認申請書を配付します。この入札に参加を希望するものは、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎11階
総務企画局情報管理部統計情報課
担当 庄境
電話番号：044-200-2069
FAX：044-200-3799
e-mail：17tokei@city.kawasaki.jp
※ 一般競争入札参加資格確認申請書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出期間
令和3年11月10日(水)から令和3年11月18日(木)までとします。
(土日祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (3) 提出方法
持参又は郵送とします。ただし、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後5時必着とし、簡易書留等、配達記録が確認できる手段を使用してください。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書、仕様書及び質問書を交付します。なお、川崎市「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、電子メールにて配信されます。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 場所
3(1)に同じ
- (2) 日時
令和3年11月22日(月)
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 5 仕様に関する質問書の受付・回答等
- (1) 質問書提出先
3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
令和3年11月22日(月)午前8時30分から令和3年11月25日(木)午後5時までとします。(持参の場合、正午から午後1時まで、午後5時以降及び土日祝日を除く。)
- (3) 質問受付方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールまたはFAXにて送付するか持参してください。
- (4) 回答方法
令和3年11月29日(月)までに全入札参加者に電子メールまたはFAXにて送付します。ただし、質問がなかった場合は特に連絡しません。
- (5) その他
電子化及び製本の対象となる資料等は3(1)の場所において令和3年11月10日(水)から令和3年11月25日(木)まで縦覧に供します。(土日祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
ア 委託業務の総額を入札金額として行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

ウ 代理人が出席する場合、入札開始前に委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月7日(火) 午前10時

イ 場所 川崎市役所第3庁舎12階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成の要否

必要とします。落札者は契約書2通を作成し、令和3年12月14日(火)午後2時までに3(1)の場所に持参又は郵送で提出してください。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」から閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 入札説明書、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は3(1)の場所において、一般競争入札参加資格確認申請書の配布期間中に縦覧できます。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) その他問合せ窓口は3(1)に同じです。

(5) この入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

川崎市公告(調達)第359号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度下水道光ファイバー性能測定等業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎ほか

(3) 履行期間

令和4年1月4日から令和4年3月31日まで

(4) 調達概要

庁内ネットワークで利用している下水道光ファイバーのOTDR性能測定業務の委託詳細は「入札説明書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種が「施設維持管理」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達内容について確実に履行することができること。

(5) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の地域区分が「市内」又は「準市内」に登載されていること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

(第3庁舎9階)

総務企画局情報管理部システム管理課 近藤・佐藤

電話 044-200-3076

FAX 044-200-3752

E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年11月10日(水)から令和3年11月17日

(水)までとします(土曜日、日曜日を除く、毎日

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5

時15分まで)。

(3) 提出方法

持参に限る。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和3年11月22日(月)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 入札仕様書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札仕様書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和3年11月10日(水)から令和3年11月17日(水)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

ア 仕様書配布日時

令和3年11月22日(月)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

質問受付期間は、令和3年11月22日(月)から令和3年11月26日(金)までとします(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から12時まで及び午後1時から午後5時15分まで)。質問については、入札説明書に添付の「質問書」にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

なお、回答は、令和3年12月1日(水)全社にFAXまたはメールにて送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手續等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種調査、設定、代行手續き等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金

額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月7日(火)午後4時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎 9階 開発室 I

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手續き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 落札者は契約書2通を作成し、令和3年12月10日(金)午後5時15分までに3(1)の場所に持参してください。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告(調達)第360号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度ネットワークセキュリティ診断委託契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎8階ほか

(3) 履行期間

令和4年1月4日から令和4年3月31日まで

(4) 調達概要

ネットワークセキュリティ診断委託

詳細は「入札説明書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種が「電算関連業務」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達内容について確実に履行することができること。
- (5) 情報処理推進機構が作成した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」の「情報セキュリティ監査サービス」に記載のある業者であること。
- (6) ネットワークセキュリティ診断について、本市若しくはその他の政令指定都市又は都道府県に対し、類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
(第3庁舎9階)
総務企画局情報管理部システム管理課 近藤・佐藤
電 話 044-200-3076
F A X 044-200-3752
E-mail 17syskan@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和3年11月10日（水）から令和3年11月17日（水）までとします（土曜日、日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。
- (3) 提出方法
持参に限る。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 場所
3(1)に同じ
- (2) 日時
令和3年11月22日（月）午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (3) 入札仕様書の交付
一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併

せて、無償で入札仕様書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和3年11月10日（水）から令和3年11月17日（水）まで縦覧に供します（土曜日、日曜日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

ア 仕様書配布日時

令和3年11月22日（月）午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 場所

3(1)に同じ

5 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

質問受付期間は、令和3年11月22日（月）から令和3年11月26日（金）までとします（土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から12時まで及び午後1時から午後5時15分まで）。質問については、入札説明書に添付の「質問書」にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

なお、回答は、令和3年12月1日（水）全社にF A Xまたはメールにて送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種調査、設定、代行手続き等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月7日（火）午後2時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎 9階 開発室 I

- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

- (1) 契約保証金
免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 落札者は契約書2通を作成し、令和3年12月10日
(金)午後5時15分までに3(1)の場所に持参してく
ださい。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)の場所において閲覧できます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告(調達)第361号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和3年度新型コロナウイルス感染症療養支援業
務一部委託
- (2) 履行場所
川崎市健康福祉局保健所(川崎市幸区堀川町580
番地)ほか
- (3) 履行期限
契約締結日から令和4年3月31日(木)まで
- (4) 業務概要
令和3年度新型コロナウイルス感染症療養支援業
務一部委託
詳細は「仕様書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委
託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登録され
ていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指
名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 過去に本市又は他官公庁において、類似業務の契
約実績があること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び
問い合わせ先
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館12階
川崎市健康福祉局保健所療養支援担当 高橋
電 話 044-200-1187(直通)
F A X 044-200-3986
メール 40ryoyo@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和3年11月10日(水)から令和3年11月16日
(火)までとします。(土・日及び休日を除く毎日
8時30分から12時まで及び13時から17時まで)
- (3) 提出物
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 類似業務実績調書
- (4) 提出方法
持参とします。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参
加資格があると認められた者には、次により一般競争
入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 交付場所及び問合せ先
3(1)に同じ
- (2) 交付日時
令和3年11月17日(水)8時30分から12時まで及
び13時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付
入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で
縦覧に供します。また、インターネットからダウン
ロードできます。〔「入札情報かわさき」—「入札情
報」の”委託”—「入札公表」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>〕。なお、インター
ネットから入手できない者には、申し出により無償
で入札説明書を交付します。
- (4) 入札説明会
実施しません。
- 5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間及び方法

仕様に関する質問がある場合は、土・日及び休日を除く令和3年11月17日(水)から11月22日(月)の8時30分から12時まで及び13時から17時まで、別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症療養支援業務一部委託に係る質問書」を使用し、指定する電子メールにより提出してください。質問する際には、電子メールの件名は「【問合せ】令和3年度新型コロナウイルス感染症療養支援業務一部委託に係る質問について」とし、質問書を送付した旨を担当まで御連絡ください。

なお、仕様書の添付資料は一般競争入札参加資格確認通知書とともに送付します。

(3) 回答方法

質問に関する回答は、競争参加資格有資格者全員に対し、令和3年11月24日(水)に電子メールにて送付します。ただし、競争参加有資格者以外からの質問については、回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

また、入札を代理人に委任する場合は、入札書他に、委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和3年12月9日(木)13時30分

イ 入札場所 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館12階
川崎市健康福祉局 12D会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第14条の規定に基づいて作成した予定価格の

範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 契約締結予定日等

ア 契約締結予定日 令和3年12月中旬

イ 着手予定日 令和4年1月1日

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ。

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(2)の質問書の様式は、川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(5) 当該落札決定の効果は、令和3年第4回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第362号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 令和4年度川崎市福祉バス運行事業委託

(2) 履行場所 川崎市内及び各地

(3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 調達概要 詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「倉庫・運送業務」、種目「運送業務」で登録されている者。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種(種目)に登載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和3年12月1日までに行ってください。

- (4) 過去3年間で地方公共団体において同種・同規模以上の契約実績があること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局障害保健福祉部

障害者社会参加・就労支援課 酒井、金山

電 話 044-200-2928(直通)

F A X 044-200-3932

E-MAIL 40syusien@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和3年11月10日(水)から令和3年12月1日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

- (3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を合わせて交付します。また入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。

- (1) 日時

令和3年12月9日(木)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

- (2) 場所

3(1)と同じ

5 仕様に関する質問・回答

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

- (1) 質問受付期間

令和3年12月9日(木)午前8時30分から令和3年12月15日(水)午後5時15分までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

- (2) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問書の提出方法

電子メールによります。

E-MAIL 40syusien@city.kawasaki.jp

川崎市役所健康福祉局

障害者社会参加・就労支援課 酒井、金山宛て

- (4) 回答日

令和3年12月20日(月)

- (5) 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を入札参加全社に電子メール(E-MAIL 40syusien@city.kawasaki.jp)にて送付します。

- (6) その他

(3)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、F A X (044-200-3932)によります。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

- (1) 入札金額等

ア 入札は、令和4年度川崎市福祉バス運行事業委託に係る費用の合計金額で行います。

入札書には時間制運賃、キロ制運賃、ガイド料、バス変更料の単価及び委託費用の合計金額を記入してください。数量は、時間を3,701時間、距離を65,880km、ガイドを227回、バス変更回数を50回として合計金額を算出してください。バス変更料とは確保した福祉バスの車いす固定席数を超える利用希望があり、車いす固定席数が多い福祉バスに変更して運行した場合に適用するものです。

なお時間制運賃、キロ制運賃の単価は国土交通省で定める公示運賃の範囲内としてください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 「ア」に記載した数量は新型コロナウイルス感染拡大前の数量であるため、令和4年度川崎市福祉バス運行事業委託は、記載した数量と必ずしも同等程度の数量にならない場合があります。平成30年度から令和3年度までの実績を参考までに以下のとおり示します。

平成30年度～令和3年度実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(上半期)
運行時間(時間)	4,157	3,701	476	207
運行距離(km)	70,700	65,880	8,170	3,440
ガイド回数(回)	254	227	35	15
バス変更回数(回)				1

(2) 入札方法

ア 持参による入札の場合

提出日時 令和3年12月27日(月)午前11時

提出場所 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館12階
12D会議室

※ 会場に案内しますので、時間前に3(1)にお越しください

イ 郵送による入札の場合

提出期限 令和3年12月24日(金)必着

提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所 7(2)アに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市の公式ウェブサイトの「入札情報かわさき」の「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます(URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

(6) 当該落札決定の効果は、令和4年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Service of the welfare bus

(2) Time-limit for tender : 11:00 A.M. ,
December, 27, 2021

(3) Time-limit for tender by mail :
December, 24, 2021

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE Social Engagement and

Job Assistance of Persons with Disabilities
Section Health and Social Welfare for
Persons with Disabilities Department Health
and Welfare Bureau
580, Horikawa-cho, Saiwai-ku Kawasaki,
Kanagawa 212-0013, Japan
TEL : 044-200-2928

(別紙省略)

川崎市公告(調達)第363号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年11月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約(令和4年3月31日導入分)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年9月28日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通リース株式会社横浜支店
支店長 谷頭 洋一
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
- 5 契約金額(税抜きリース総額)
総額 741,396,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年8月10日

税 公 告**川崎市税公告第180号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月15日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市税公告第181号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月15日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第182号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月15日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第183号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月15日

川崎市長 福田 紀彦

年度	税目	期別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分以降	令和3年11月1日 (9月随時分)	計77件
令和3年度 (令和2年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	令和3年11月1日 (9月随時分)	計7件
令和3年度 (平成31年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	令和3年11月1日 (9月随時分)	計2件

川崎市税公告第184号

次の市税に係る税額決定通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公

告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月15日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
令和3年度	市民税・県民税 (公的年金からの特別徴収)			計2件

川崎市税公告第185号

次の市税に係る課税額変更（取消）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定

により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月15日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分以降		計1件

川崎市税公告第186号

差押調査（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月22日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

上下水道局告示**川崎市上下水道局告示第51号**

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和3年10月18日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 指定有効期間

令和3年11月1日から
令和8年10月31日まで

2 指定工事店

指 定 番 号 1010
商号又は名称 株式会社ワック
営業所所在地 横浜市緑区十日市場町910番地13
代表者氏名 久保田 和之

指 定 番 号 664
商号又は名称 株式会社みどりや
営業所所在地 神奈川県秦野市寿町6番6号
代表者氏名 露木 徳英

川崎市上下水道局告示第52号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和3年10月26日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 指 定 番 号 第1816号

氏名又は名称 堀米興業
住 所 相模原市南区大野台五丁目2番13号
代表者氏名 堀米 征彦
指定年月日 令和3年11月1日
有効期限 令和8年10月31日

2 指 定 番 号 第1817号

氏名又は名称 株式会社アクアフレンド
住 所 埼玉県川口市大字峯847番地の18
代表者氏名 渡邊 恒雄
指定年月日 令和3年11月1日
有効期限 令和8年10月31日

3 指 定 番 号 第1818号

氏名又は名称 株式会社新設
住 所 横浜市泉区下飯田町771番地3
代表者氏名 鈴木 和寛
指定年月日 令和3年11月1日
有効期限 令和8年10月31日

4 指 定 番 号 第1819号

氏名又は名称 アクアプランニング
住 所 川崎市宮前区平一丁目6番13-515号
代表者氏名 久保田 宏美

指定年月日 令和3年11月1日

有効期限 令和8年10月31日

川崎市上下水道局告示第53号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和3年10月26日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 指 定 番 号 第665号

氏名又は名称 有限会社小糸設備
住 所 (新) 東京都町田市下小山田町3267番地12
(旧) 相模原市南区下溝1039番地6

代表者氏名 小糸 邦彦
変更年月日 令和3年9月16日

2 指 定 番 号 第1539号

氏名又は名称 株式会社水巧舎
住 所 横浜市泉区上飯田町499番地2
代表者氏名 (新) 龍野 智嗣
(旧) 龍野 貴嗣
変更年月日 令和3年6月1日

3 指 定 番 号 第1615号

氏名又は名称 東京ガス横浜中央エネルギー株式会社
住 所 横浜市西区伊勢町三丁目148番地
代表者氏名 (新) 原文比古
(旧) 小室 元次
変更年月日 令和3年4月1日

4 指 定 番 号 第1672号

氏名又は名称 有限会社石橋建設
住 所 (新) 横浜市旭区上川井町3168番地
(旧) 神奈川県横須賀市長坂四丁目16番
代表者氏名 石橋 哲也
変更年月日 令和3年9月1日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第85号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月19日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に付する事項	件名	液体クロマトグラフ四重極飛行時間型質量分析装置 一式
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1 川崎市上下水道局水管理センター水道水質課(2階GC/MS(2)分析室)
	履行期間	令和4年3月31日
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「計測機器・光理化学機器」、種目「分析機器」に登録されているおり、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和3年11月19日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第86号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月19日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	登戸100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：多摩区登戸1813先 至：多摩区登戸1831先
	履行期間	契約の日から110日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「水道施設」)を配置できること。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年11月10日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	渡田ポンプ場改築土木その4工事
	履行場所	川崎市川崎区鋼管通4-17-1
	履行期間	契約の日から令和4年9月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年11月15日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	宿河原4丁目300mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：多摩区宿河原4-1-1先 至：多摩区宿河原5-22-10先 ほか3件
	履行期間	契約の日から375日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年11月15日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第87号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月26日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度中部下水管内管きょ清掃委託その3
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 間	令和4年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能であること。</p> <p>(8) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は兼任できるものとします。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話044-200-2097	
入札日時等	令和3年11月18日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	宿河原排水樋管ゲートほか実施設計委託その1
	履 行 場 所	川崎市多摩区宿河原地先ほか
	履 行 期 間	令和4年5月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成18年度以降に契約した下水道施設における排水樋管ゲート設備の新設、増設又は更新に伴う実施設計業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～ウは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえませんが）があることが必要。</p> <p>ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話044-200-2097	
入札日時等	令和3年11月18日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生・等々力間汚泥圧送管実施設計委託その1
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内3-22-1ほか
	履 行 期 間	令和4年10月14日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成28年度以降に契約した耐震実施設計（レベル1・2）委託業務を含む、下水道管きよの新設・詳細設計（開削工法）における詳細設計委託業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 平成18年度以降に契約した下水道施設における汚泥輸送設備の新設、増設又は更新に伴う実施設計業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。</p> <p>(6) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～ウは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえませんが）があることが必要。</p> <p>ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p>	

参加資格	ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和3年11月18日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	令和3年度 汚泥圧送管空気弁等点検業務委託
	履行場所	川崎市中原区、幸区、川崎区地内
	履行期間	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者 (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」で登録されている者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年11月18日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	令和3年度 多摩区下水幹枝線実施設計委託第7号
	履行場所	川崎市多摩区地内
	履行期間	令和4年10月31日限り
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成18年度以降に契約した、次の実施設計業務委託について、元請けとして履行完了実績をTECRISにより確認できること。 ア 国、地方公共団体又は地方公共法人が発注した、耐震実施設計（レベル1, 2）業務を含む、下水道管きよのシールド工法に係わる実施設計（詳細設計）業務委託 イ 国、地方公共団体又は地方公共法人が発注した、下水道施設（ポンプ場又は処理場）に係わる実施設計業務委託	

参加資格	(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、エとオは兼務できない。また、ア～オは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要。 ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 技術士（建設部門：トンネル）又はRCCM（トンネル部門）の資格を有する者 ウ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者 エ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 オ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和3年11月18日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第88号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月26日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	上麻生5丁目350mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：麻生区上麻生5-39先 至：麻生区上麻生5-41先
	履行期間	契約の日から100日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年11月17日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	大島5丁目350mm-75mm配水管布設替工事
	履行場所	<p>自：川崎区大島4-16-5先 至：川崎区大島5-18-8先 ほか4件</p>
	履行期間	契約の日から335日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>	

参加資格	<p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年11月22日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>本工事は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本工事又は「有馬7丁目150mm・100mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本工事、「有馬7丁目150mm・100mm配水管布設替工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事の落札候補者となった者は、「有馬7丁目150mm・100mm配水管布設替工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	有馬7丁目150mm・100mm配水管布設替工事
	履行場所	<p>自：宮前区有馬7-1-1先</p> <p>至：宮前区有馬7-9-16先 ほか2件</p>
	履行期間	契約の日から300日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	<p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年11月22日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>本工事は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本工事又は「大島5丁目350mm-75mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「大島5丁目350mm-75mm配水管布設替工事」、本工事の順に行います。</p> <p>(3) 「大島5丁目350mm-75mm配水管布設替工事」の落札候補者となった者は、本工事の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第33号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年11月10日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 調達の名称

川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事

- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
上下水道局下水道部施設課
川崎市川崎区宮本町1番地 第2庁舎4階
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年10月15日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
JFEエンジニアリング株式会社
代表取締役社長 大下 元
横浜市鶴見区末広町二丁目1番地
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）
14,190,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

病院局公告

川崎市病院局公告第45号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年10月25日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会へ

の出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する手術室内視鏡システムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
	競争参加の申込	令和3年10月25日から令和3年11月1日まで受付けます。
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年11月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院におけるリニアック専用棚の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和3年12月10日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」 又は 業種 「文具・事務機器」 種目 「事務用器具」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
	競争参加の申込	令和3年10月25日から令和3年11月1日まで受付けます。
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年11月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院トイレ節水型洗浄器具リース
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和3年12月1日から令和9年11月30日まで (6年間の長期継続契約)
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「リース」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
	競争参加の申込	令和3年10月25日から令和3年11月1日まで受付けます。
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年11月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第25号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月10日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。

(5) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

(1) 競争参加申込書は、案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

(2) 競争参加者は、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

(3) 「令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

(4) 競争参加資格があると認められた者には、案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

(5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 商品説明書について

競争参加者は、別紙の案件ごとの競争参加の申込期間に、納入を予定する物品の商品説明書をそれぞれ3部ずつ病院局契約担当窓口へ提出してください。なお、案件ごとの備考で不要とされた場合を除きます。また、商品説明書の構成は次のとおりとします。ただし、次のうち(3)(4)(5)(6)を取りまとめたの作成、又は(3)(4)(5)(6)を(1)に含めたの作成は可とします。

(1) 提案書(応札機種リスト・応札する商品のカタログを含む。)

(2) 応札仕様書(入札仕様書と対比させて作成のこと。)

(3) 設置条件に関する資料

(4) 納入に要する期間に関する資料

(5) 消耗品に関する資料

(6) 保守及び障害支援体制に関する資料

(7) 在庫証明書又は販売店若しくは代理店であることを証する書面

(8) 定価証明書(単価のほか、総価を示すもの)

5 入札及び開札について

(1) 入札及び開札の日時・場所等については、案件ごとの定めるところによります。

(2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とし、その者は競争参

加資格確認通知書を必ず持参するものとします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。
- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないとき

は、再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- 6 契約の締結について
 - 落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。
 - (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
 - (2) 前払金の適用はありません。
 - (3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する調剤支援システムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年11月10日から令和3年11月19日まで受け付けます。	
現場視察	希望者のみ競争参加申込書提出後、現場視察を認めます。 ※ 問い合わせ先に記載の担当と日程調整をすること。 視察期間：令和3年11月10日から令和3年11月26日まで 視察時間：現場と相談の上、決定すること。 問い合わせ先：川崎市立川崎病院 庶務課経理係 岩元、内村 044-233-5521 (代表) 問い合わせ時間：午前8時30分から午後5時00分まで (閉庁日及び開庁日の正午から午後1時00分を除く。)	
入札及び開札	日時	令和3年12月23日 午前10時00分 ※ 川崎市病院局公告(調達)第26号 案件1と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和3年12月21日必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
入札保証金	免除します。	
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	1 Nature and quantity of the products to be purchased: Machines and equipment related to medicine of Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital, 1 set. The maintenance of these is announced by the public notice No.26. 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 23 December 2021	

Summary

- 3 Time-limit for tender by mail:
21 December 2021
- 4 Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Accounting section, Management Planning Office,
Municipal Hospital Management Bureau
Kawasakimiyuki bldg. 7F
1-8-9, Isago, Kawasaki
Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN
Tel 044-200-3857 (Direct-in)
- * If you want to look on the installation location, call the following number by 26 November 2021.
TEL : 044-200-3857 The person in charge: Kentaro Nomoto

川崎市病院局公告（調達）第26号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年11月10日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当
(以下「病院局契約担当」といいます。)
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階
電話044-200-3857(直通)
- (3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)
- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することがあります。
- (5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場

合、休日等は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。
- 2 競争参加の申込み及び競争参加資格について
- (1) 競争参加申込書は、案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。
- (2) 競争参加者は、案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。
エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- (3) 「令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者(別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。
- (4) 競争参加資格があると認められた者には、案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 入札及び開札について

- (1) 入札及び開札の日時、場所等については、案件ごとの定めるところによります。
- (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。
- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。
- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最

低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは案件ごとに次の条件で契約を締結します。ただし、川崎市議会定例会において、以下の案件に係る予算が議決されることを条件とします。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
- (2) 前払金の適用はありません。
- (3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院調剤支援システム保守業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	納入日から72か月間
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療関連業務」
	地域区分	設定しません。
	その他	設定しません。
競争参加の申込	令和3年11月10日から令和3年11月19日まで受け付けます。	
現場視察	設定しません。	
入札及び開札	日時	令和3年12月23日 午前10時00分 ※ 川崎市病院局公告(調達)第25号 案件1と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和3年12月21日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
Summary	1 Nature and quantity of the products to be purchased: The maintenance of machines and equipment related to medicine of Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital that are announced by the public notice No.25. 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 23 December 2021 3 Time-limit for tender by mail: 21 December 2021	

Summary	<p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857 (Direct-in)</p>
---------	---

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第4号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和3年10月20日

川崎市消防長 日 迫 善 行

訓 練	日 時	令和3年11月24日（水）14時00分～14時30分
	場 所	麻生区上麻生6丁目15番1号川崎市麻生水処理センター ふれあいの広場
	消防隊数	消防隊 3隊、救急隊 1隊

川崎市消防局公告第5号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和3年10月27日

川崎市消防長 日 迫 善 行

訓 練	日 時	令和3年11月5日（金）13時00分から14時00分まで （予備日：令和3年11月12日（金）13時00分から14時00分まで
	場 所	川崎市川崎区東扇島58-1 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点 東扇島東公園
	消防隊数	消防隊等 4隊

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第23号

局 内 一 般

消 防 署

川崎市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年10月28日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令

（川崎市消防署の組織に関する規程の一部改正）

第1条 川崎市消防署の組織に関する規程（昭和53年消防局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市麻生消防署の部柿生出張所の項中「岡上」の次に「、岡上1丁目、岡上2丁目、岡上3丁目、岡上4丁目、岡上5丁目、岡上6丁目」を加える。

（川崎市救急業務実施規程の一部改正）

第2条 川崎市救急業務実施規程（平成23年消防局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2 柿生救急隊の部1の項中「岡上」の次に「、岡上1丁目、岡上2丁目、岡上3丁目、岡上4丁目、岡上5丁目、岡上6丁目」を加える。

（消防団の火災出場区分基準の一部改正）

第3条 消防団の火災出場区分基準（昭和55年消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表麻生消防団の部東柿生分団の款2の項中「岡上」の次に「、岡上1丁目、岡上2丁目、岡上3丁目、岡上4丁目、岡上5丁目、岡上6丁目」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年11月22日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示**川崎市教育委員会告示第21号**

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和3年10月19日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和3年10月26日(火)14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6・7会議室
- 3 議 事
 - 議案第28号 令和4年度川崎市立高等学校入学定員について
 - 議案第29号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設における指定管理者の指定につ

いて

議案第30号 慰謝料等請求控訴事件について

議案第31号 川崎市立青少年科学館条例及び川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について

4 その他報告等

教 育 委 員 会 公 告**川崎市教育委員会公告第3号**

令和4年度 川崎市立高等学校入学定員を次のとおり制定します。

令和3年10月26日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

令和4年度 川崎市立高等学校入学定員

1 全日制課程

学校名	学科名	入学定員(人数)	併設型中学校からの入学定員	転編入枠(人数)	募集定員(人数)	募集学級数
川 崎	普通科	120	120			
	生活科学科	40		1	39	1
	福祉科	40		1	39	1
幸	普通科	120		2	118	3
	ビジネス教養科	120		2	118	3
川崎総合科学	情報工学科	40		1	39	1
	総合電気科	40		1	39	1
	電子機械科	40		1	39	1
	建設工学科	40		1	39	1
	デザイン科	40		1	39	1
	科学科	40		1	39	1
橘	普通科	200		2	198	5
	スポーツ科	40		1	39	1
	国際科	40		1	39	1
高 津	普通科	280		2	278	7
合 計		1,240	120	18	1,102	28

※川崎高等学校普通科においては、併設中学校からの入学者(120人)を入学定員にあてる。また、転編入枠も設けない。なお、併設型中学校からの入学者に対して選抜は行わない。

※転編入枠は、普通科及び2学級以上の専門学科(ビジネス教養科)は1学科につき2人とし、他の専門学科は1学級につき1人とする。

2 定時制課程

学校名	学科名	入学定員 (人数)	募集定員 (人数)	募集学級数
川 崎	普通科 昼間部	140	140	4
川崎総合科学	クリエイト工学科	35	35	1
	商業科	35	35	1
橘	普通科	70	70	2
高 津	普通科	70	70	2
合 計		350	350	10

監 査 公 表

3 川監公第13号

令和3年10月22日

川崎市職員措置請求について (公表)

令和3年8月25日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 植 村 京 子

(別紙)

3 川 監 第 5 9 7 号
令和3年10月22日

NPO法人 国民の健康と生活を守る会
理事長 金 屋 隼 斗 様

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 植 村 京 子

川崎市職員措置請求について (通知)

令和3年8月25日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 監査委員の除斥

本件措置請求において、浅野文直監査委員及び山田晴彦監査委員については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により除斥とした。

第2 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1(事実証明書は添付省略)のとおり、市が各務雅彦議員、吉沢直美議員及び秋田恵議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行使するよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和3年8月25日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年9月24日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和3年9月24日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に係る考え方」(添付省略)の提出があった。関係職員の陳述の際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

3 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、令和3年10月6日、本件措置請求に係る事実関係の確認のため、関係人調査を行った。

関係人調査の対象は、各務雅彦議員、吉沢直美議員及び秋田恵議員とした。

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」(政務活動)と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが浑然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適當であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものと考える。

(イ) 執行にあたっての原則

政務活動費の用途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自らの判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、用途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して、会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市会場の借上料、委託料、講師謝の事務、地方行政等に関し、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等費を調査研究をするのに要する	借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体が研修会を開催するの	会場借上料、委託料、講師謝料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送

4 監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第4 監査の結果

1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) 政務活動費について

ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則(平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。)に基づき、会派及び議員に対して、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動であり、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としている。川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針(以下「指針」という。))」によると、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。

(7) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不審の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(4) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(7) 按分による支出

4	要請・陳情活動費	民相談を行うのに要する経費 会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5	会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6	資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7	人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8	事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9	事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ 交付等の事務手続の流れ

- (7) 交付申請手続 (条例第5条第1項)
 政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。
- (4) 交付決定 (条例第5条第2項)
 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。
- (9) 支出請求 (規則第3条、第8条)
 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月10日に交付される。
- (4) 政務活動費の活用、整理・調製 (条例第9条、指針)
 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。また、

交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならぬ。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等の整理(支出伝票に貼付等)、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

- (4) 収支報告書等の提出 (条例第11条、指針)
 会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表(写し)、支出伝票(写し)、領収書等(写し)、政務活動記録票(写し)等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。
- (4) 剰余金の返還 (条例第12条、規則第11条)
 交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。
- (4) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等 (指針)
 議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報保護のマスキングを行う。
- (9) 収支報告書等の閲覧 (条例第15条、規則第14条)
 議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。
- (9) 関係帳簿の保管 (規則第9条、指針)
 会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。
- (2) 各議員による支出について
 請求人が対象としている令和2年度の政務活動費の支出は、以下のとおりである。
- ア 各務雅彦議員 (以下「各務議員」という。)
 広報・広聴費として、ブランエム(以下「A社」という。)に対し、令和2年7月27日付け、令和3年3月26日付けで合計1,889,336円を支出した。
- イ 吉沢直美議員 (以下「吉沢議員」という。)
 広報・広聴費として、A社に対し、令和2年12月11日付け、同月16日付け、令和3年3月23日付けで合計1,987,978円を支出した。
- ウ 秋田恵議員 (以下「秋田議員」という。)
 事務所費として、事務所家賃及び光熱水費の合計1,253,588円(令和2年4月1日～令和3年3月31日分)を支出した。

内容の違いからして当然のように思われるとしており、また、A社によると、各チラシのデータ作成の順番は、各務議員、吉沢議員、Y氏の順であるとしており、なお、請求人からは、Y氏がA社から徴した見積書のみが提出されており、請求書は提出されていない。

請求人資料6-1ないし3によると、同議員及びY氏が作成した新型コロナウイルス感染症に伴う主要な支援策をまとめたチラシの日付は、次のとおりである。

発注者	チラシ内の支援策の時点	請求人主張日付
各務議員	令和2年4月17日時点 (請求人資料6-3)	令和2年6月30日 請求書(請求人資料1-A)
吉沢議員	令和2年5月15日 (請求人資料6-2)	令和2年6月9日 請求書(請求人資料2-A)
Y氏	不明 (請求人資料6-1)	令和2年5月16日 見積書(請求人資料5)

また、同議員は、市政報告のポスティングについて、A社から業務着手の連絡はあったものの、業務の完了を示す書面等は徴していなかったとしている。

(4) 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、A社は、前記バーチャルオフィスサービスを利用しており、このようなバーチャルオフィスを利用することに違法性等の問題があるわけではなく、また、複数の電話番号の使用をもって、A社が発注先としてふさわしくないと認めることは困難である。

また、請求人は、同議員及びY氏が作成したチラシ(請求人資料6-1ないし3)について、Y氏、吉沢議員、各務議員の順に作成され、同議員への価格設定が不当に高い旨主張するが、上記各チラシ内に記載された支援策の時点は、前記(ア)記載のとおり、各務議員、吉沢議員の順であること、吉沢議員とY氏のチラシ内容が同一であり、請求人資料5(Y氏がA社から徴取した見積書)の摘要欄に「コロナ特大号は既存データの部分的改編の為、特価」との記載があることから、Y氏のチラシは吉沢議員のチラシのデータの部分的に改編したことがうかがえること等に鑑みると、上記チラシは、各務議員、吉沢議員、Y氏の順で作成されたものと推認される。

このことは、各務議員がSNSに投稿した記事の日付とも整合している(各務議員資料4、5)。

これらによると、各チラシの発注日と配布日は次のとおりと推認され、同議員より後に作成されたY氏のチラシが安価であったとしても、不合理とはいえない。

発注者	発注日	配布日
各務議員	令和2年4月22日以前	令和2年5月中旬
吉沢議員	令和2年4月22日以降	令和2年5月20日頃
Y氏	令和2年5月16日以降	不明

その他、同議員に対する価格設定が不当に高額であると認められるに足りる証拠はない。

また、請求人は、X氏の刑事告発履歴を問題とするようであるが、請求人資料7(警察署発行の刑事告発が受理された証明)の告発対象はX氏ではないことに加え、たとえ、刑事告発履歴があったとしても、これによって直ちに当該事業者が政務活動費の支出先として不当であると認められるとは認められない。

その他、本件支出が違法であると認められるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

イ 秋田議員の事務所費について

請求人は、秋田議員の事務所は、政務活動費に関する監査結果(令和3年8月19日付け3川監第447号)によると、2部屋を対象に支出されているが、収支報告書には、うち1部屋に関する記載があるのみであり、もう1部屋の存在を故意に隠したものであること、また、事務所には秋田議員の看板などが設置されており、政務活動事務所として認識できないことなどから、当該支出の返還を求めると主張している。

以下、本件支出が違法と認めるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は、以下のとおりである。(なお、関係人が提出した資料については、令和3年6月21日付けで受理し、同年8月19日付け3川監第447号により公表した監査結果(以下「前回監査その2」という。)の準用を含むものとする。)

- a 秋田議員の事務所は、幸区中幸町の3階建ての建物内にあり、賃料月額19万9000円で同建物の1階101号室、2階201号室の2部屋(計43.69㎡)を令和元年12月15日から、川崎市議会議員事務所及び市民コミュニケーションとして借り受けている(秋田議員資料別紙a)。

一般道路から上記事務所を見た際には、秋田議員の事務所であることを示す表示はなく、ポスト、インターネットフォーンにも何らの表示もなかった(前回監査その2)。

らは全て1/2枚分されている。)

項目	金額	支出対象
事務所賃借料	1,196,640円	101号室・201号室
電気料金	26,849円	101号室・201号室
ガス料金	22,245円	101号室・201号室
水道料金	7,854円	101号室
合計	1,253,588円	

(4) 判断

指針によると、「事務所費は、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費であり、賃借料を支出することができるのは事務所としての形態を備えているものに限る、事務所としての実体は、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断する」としている。

a. そこで検討するに、秋田議員の事務所が入った建物外側には、看板、ポストの表札などがなく、外観上事務所としての形態を備えているとは認め難いものの、同建物の別入口から入った101号室の入口外側には、秋田議員のポスターが貼られ、部屋内には、机、いす、コピー機、パソコンなどの備品が設置されており、常勤事務員はいないが、事務所として一定の形態を整えていることが認められる。

これに対し、201号室の状況について、秋田議員によると、前回201号室写真、前回101号室写真及び今回101号室写真と同時期である令和2年1月頃に撮影したもので、この後、書類や備品等が増加して室内の状況が変わり、同年2月から3月頃、今回201号室写真を撮り直した旨主張する。しかしながら、前回101号室写真及び今回101号室写真には、室内壁に同一のポスター4枚が貼られているところ、そのうち2枚について、1枚目のポスター(藤子・F・不二雄ミュージアム10周年記念)は令和3年7月に市が公表したもので、2枚目のポスター(元川崎フロンターレ選手)は令和3年1月に市が公表したものであることから、いずれの写真も令和3年7月以降に撮影されたものと認められる。

そうすると、今回201号室写真及び前回201号室写真についても、同時期である令和3年7月以降に撮影されたもので、今回201号室写真は、前回監査その2の結果の公表後に、前回201号室写真に収められた室内の状況を変更して撮影されたものと推認され、これを覆すに足りる証拠はない。

b. 次に、事務所の光熱水費について検討するに、秋田議員は、101号室の水

本件措置請求において、秋田議員が提出した101号室内の写真(以下「今回101号室写真」という。)には、「ポスター、机、いす、パソコンなどが設置されており(秋田議員資料別紙b)、201号室内の写真(以下「今回201号室写真」という。)には、「ポスター、ソファ、ローテーブル、パソコンなどが設置されていた(秋田議員資料別紙c)。

他方、前回監査その2で提出された101号室内の写真(以下「前回101号室写真」という。前回監査その2における秋田議員追加資料4)は、今回101号室写真と同じであったが、201号室内の写真(以下「前回201号室写真」という。前回監査その2における秋田議員追加資料4)は、「ソファとローテーブルのみ」が設置されており、今回201号室写真とは、室内の状況が全く異なるものであった。

この点について、秋田議員によると、101号室を優先して事務所内を整えたとしており、それぞれの写真の撮影時期は次のとおりとしている。

写真	秋田議員主張の撮影時期	備考
前回101号室写真	令和2年1月頃	同じ写真
今回101号室写真	令和2年1月頃	
前回201号室写真	令和2年1月頃	異なる写真
今回201号室写真	令和2年2月から3月頃	

b. 秋田議員によると、賃貸費と初期費用を抑えるため、101号室は元美容室であった物件を居抜きで使用しており、101号室と201号室はそれぞれ独立しており、101号室のみを借りることも可能であったが、101号室は、大雨が降ると室内に水が入ってくることもあり、重要な書類や電子機器等を置くことができないため、201号室を併せて借りているとしている。

また、201号室では、個人情報など、機密性の高い文書を保管するほか、議会原簿をはじめとした書類作成等を中心とする政務活動を行い、101号室では、新型コロナウイルス感染症のまん延により、非接触手段での対応が必要となる中、来客対応や議案政策研究等を中心とする政務活動を行っているとしている。

c. 事務所の光熱水費について、秋田議員によると、事務所の住所は、101号室を代表住所としており、電気料金、ガス料金については201号室分も合算して代表住所の101号室宛て請求書が発行されているが、水道料金については、市のシステムの都合により請求書が同時期に発行されず、201号室のみ支払時期が大幅に遅れるため、政務活動費の手続が煩雑になることから、201号室の水道料金には政務活動費を充てなかったとしている。

秋田議員が事務所費として支出した内訳は、次のとおりである(なお、これ

道料金のみを政務活動費として請求し、201号室の水道料金は、市のシステム都合により請求書が同時期に発行されなかったことから、政務活動費として請求しなかった旨主張する。

しかしながら、上下水道局によると、令和2年度の本件事務所に係る水道料金の検針日と、「使用水量のお知らせ兼納入通知書」及び「水道料金等納付書兼領収書」の発行日は101号室と201号室において同日であり、水道メーターの検針と同日にこれらの納付書等を利用者のポストに投函しているとしており、これに反する秋田議員の上記主張はにわかに信用できない。

c これらの事実を鑑みれば、令和2年当時の201号室の状況は、前回201号室写真のとおりであり、「ソファアーとローテーブルのみ」が設置されていたのであるから、事務所としての形態を整えているとはいえず、本件事務所賃借料のうち、2階の賃借料を政務活動費として支出することは、妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ない。

また、電気料金、ガス料金については、101号室及び201号室の使用に係る料金を合算して支出しているが、このうち201号室において使用した電気、ガスについても政務活動費として支出することは、妥当性を欠いており、不適法と言わざるを得ない。

d 以上のとおり、市長は、秋田議員に支出した事務所費に係る政務活動費のうち、事務所賃借料の1/2相当額である59万8320円、201号室の使用に係る電気料金及びガス料金の返還請求を行う必要があるといえる。

(3) 結論

以上のとおり、本件措置請求は、前記(2)イの一部については、本件各支出が違法であるとの請求人の主張には理由がある。

その余のものについては、請求人の主張に理由がないため、これを棄却する。

3 勧告

以上の結果に基づき、本件措置請求における請求人の主張には一部理由があると認められ、法第242条第5項の規定により、市長に対し、以下のとおり勧告する。

(1) 措置すべき事項

令和2年度に交付した政務活動費のうち、前記2(2)イの一部については、市長は、関係法令等に基づき、その妥当性を確認し、秋田議員に対して期限を定めて返還を求めると、必要な措置を講じられたい。

(2) 措置期限

上記の措置を講じた上、令和4年2月28日までにその旨を監査委員宛て通知されたい。

4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

今回の監査において、議会局に提出された収支報告書を確認したが、政務活動費に関する監査結果(令和3年8月26日付け3川監第465号)の意見のとおり、印刷物の作成に当たっては、見積書の徴取、発注、履行、履行確認、請求、支払、領収書の発行という流れが一般的な商慣行となっており、こうした流れに沿って進めることが透明性の確保及び市民への説明責任につながっていくものと考ええる。

会派及び議員においては、引き続き、政務活動費が公金であることを意識し、使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録簿等における説明の充実等を望むものである。

別紙1

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 殿

令和3年8月25日

請求人

【住所】(省略)

【氏名】NPO法人 国民の健康と生活を守る会
理事長 金屋 集斗

第1 事業の概要

第2 請求の要旨

①各務雅彦 (かがみ まさひこ) に対し政務活動費1,889,336円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

②吉次直美 (よしざわ なおみ) に対し政務活動費1,987,978円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

③秋田恵 (あきためぐみ) に対し政務活動費1,253,588円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第3 請求の原因

①対象となる財務会計行為

(1) 各務雅彦 (かがみ まさひこ) に対するもの
各務雅彦は令和2年度、広報・広聴費として、プランエムに対して、令和2年7月27日付、令和3年3月26日付で合計1,889,336円の政務活動費を支出している (資料1)

(2) 吉次直美 (よしざわ なおみ) に対するもの
吉次直美は令和2年度、広報・広聴費として、プランエムに対して、令和2年12月1日付、令和2年12月16日付、令和3年3月23日付で合計1,987,978円の政務活動費を支出している (資料2)

(3) 秋田恵 (あきためぐみ) は令和2年度、事務所家賃及び光熱水費として合計1,253,588円 (令和2年4月1日～令和3年3月31日) を政務活動費から支出した。(資料3)

②財務会計行為の違法性

(1) 序論
政務活動費は、「地方自治法」の規定により制定された「川崎市議会の政務活動費の

交付等に関する条例」に基づき、会派および議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、交付されるものである。

また、政務活動費の元手は住民の税金である以上、使用には高い透明性と適正さが求められる。

(2) 各務議員と吉次議員の委託事業者は、議員によって領収書の連絡先が異なる

同議員の委託事業者であるプランエムは、様々な議員の印刷物制作等を請け負っているが、議員によって領収書記載の電話番号は5つとも異なっており、真つ当な事業者であれば電話番号を使い分けたり、幾度となく電話番号の変更をすることは考えられない。(資料4)

政務活動費の支出には、前述のように透明性と適正さが求められており、政務活動費の運用指針でも「広報物の委託先は選定理由および委託内容を明確にした上で契約を締結」することが求められているため、委託事業者の選定に疑義がある。

また、領収書の電話番号を短期間で繰り返し変更する真つ当でない事業者への支出は適正性に反するため、その支出は認められない。

(3) 各務議員と吉次議員の委託事業者には価格設定が存在しない

同議員が委託契約を交わした事業者には、定められた料金設定が存在せず、領収書によって項目や単価や金額がバラバラである。

これらを裏付ける証拠として、令和2年度の委託事業者の領収書が吉次議員は3枚、各務議員も3枚あるが、吉次議員の2枚の請求書には、文書作成・構成料の項目が抜けており、ディレクション料・デザイン料・データ作成料のみであるため、他4枚の領収書の項目にある「文書作成・構成料」は不要である。

チラシの単価について、6枚の領収書を精査すると19,500部印刷して1枚単価5円、40,000部印刷して1枚単価5円、45,000部印刷して1枚単価6円と価格設定されているが、通常の印刷会社は印刷部数が増えれば1枚単価が安くなるのに、同議員の選定事業者は印刷部数が増えると1枚単価が高くなり、通常の印刷会社と逆行している。

また、領収書項目にある「3つ折り作業料」は、単価が1枚2円の領収書もあれば、1枚3円のものもあり、「ボスディング料」についても単価が1枚3円の領収書もあれば、1枚5円のものもあり、不自然・不合理な価格設定である。

以上のことから吉次議員および各務議員の委託事業者には定められた価格設定は存在しないため、金額を操作していると疑いざるを得ない。

(4) 各務議員と吉次議員の委託事業者は税金からだと料金が大幅に増加する

吉次直美議員の「コロナ支援策一覧」および各務議員の「コロナ特大号」の支出伝票

(6) 秋田議員の事務所費について
 2021年8月19日の住民監査請求の監査結果により、秋田議員の事務所は101号室及び201号室の2部屋を賃料月額19万9千円で賃貸契約していたことが明らかになる。
 しかしながら、借主の請求書では、101号室と記載(資料8)があるのみで、その他においても政務活動費の取報告書には201号室と記載されたものは何一つとして存在しない。

この請求書が、もし101号室と201号室の事務所賃料が合算されているのであれば、201号室が明記されていないと虚偽の請求書となる。
 また、光熱水費において、水道代だけは契約者が同一人物であっても合算できないことになっているため、101号室と201号室と部屋ごとに請求書が発行される。

そのため、101号室の水道費は政務活動費から支出しているのに対して、201号室は政務活動費から支出していないのは不可解極まりない。

以上ことから、事務所としての形態を備えていない私的利用である、201号室の存在を故意的に隠していたと考えるを得ない。
 これらは一般社会において、詐欺または横領として処罰される行為であるため、秋田議員の請求書に201号室が一切明記されていない理由および201号室の水道代だけは政務活動費から支出していない理由を確認し、犯罪行為も疑われる以上、説明責任を果たすべきである。

秋田議員の事務所所在地は政務活動費を閲覧するしか知るすべはないが、201号室に関しては、いかなる方法であっても知るすべはない。
 101号室においても201号室同様に看板、ポストの表札はないため、外観上事務所としての形態を備えておらず、自身のホームページなどでも事務所の所在地を一切明かしていない。

そして、101号室の入り口付近に例え秋田議員のポストが貼ってあっても、このポストを見て秋田議員の事務所だとわかるのは、オートロックで建物内に入ることが可能である202号室、301号室、302号室(全てワンルーム)に居住する3人のみである。

幸区の人口170,881人(令和3年8月1日現在)のうち、たった3人しか秋田議員の事務所だと知ることができない事務所を形態が備えているとは認め難い。
 また、101号室を使用するために政務活動費から支出したのは、セパレートソファ、DVDプレイヤー内蔵付き小型ホームシアターと明記されたプロジェクトターのみである。

高額なノートパソコンは、秋田議員の控室専用として政務活動費から支出していることから、101号室に設置しているパソコンは私的用途のものである。
 したがって、秋田議員が政務活動費から事務所家賃および光熱水費として支出した

は、共に『新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策』と題した、ほぼ同じような制作物ですが、都内Aさんと同じような制作物を両議員の委託事業者に依頼している。(資料5)

都内Aさんは議員ではないため自費で支出しているが、両議員と請求書の項目および金額を比較すると劇的な差がある。
 3人とも同じような制作物(資料6)だが、都内Aさんの請求項目には、ディレクション料、デザイン料、送料および諸経費などの項目はなく、印刷部数は1/2以下なのにチラシ1枚単価も大幅に安価である。

また、両議員より先に都内Aさんが制作物を作成しているため、両議員の制作物は既存データの部分的改編をしているため、本来なら両議員のデータ作成費が安価になるはずである。

以上ことから、両議員の請求書には不必要な項目を入れ、請求額を過大に上乘せし、必要以上の金額を支出していたと疑いざるを得ない。

【比較表】川崎市の税金の場合は格段に高額となる

お金の出どころ	各務議員	吉沢議員	都内Aさん
川崎市の税金	川崎市の税金	川崎市の税金	川崎市の税金
20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
データ作成費(両面)	20,000円	20,000円	20,000円
ディレクション料	20,000円	20,000円	なし
デザイン料	50,000円	30,000円	なし
デザイン急ぎ仕上げ	35,000円	なし	なし
文章作成・校正料	なし	10,000円	なし
送料および諸経費	4,300円	4,300円	なし
チラシ1枚単価(折り含む)	8.5円	8円	5.5円
印刷枚数	53,760枚	45,000枚	20,000枚
合計金額	580,524円	466,515円	166,056円

※合計金額は吉沢議員および各務議員のポストインク費等を除外した同条件

(5) 各務議員と吉沢議員の委託事業者の代表は5度も刑事告発歴がある
 両議員の委託事業者であるプランエムは、5度も刑事告発をされたことのある人物が単独で事業を行なっている。

この委託事業者は、ネット上でも偽領収書を発行する『B勘屋』として名が挙がっており、他の議員に対して、実際の内容に相違がある領収書を複数発行した疑いがあり、この件については令和3年8月5日に詐欺罪で刑事告発状が正式に受理されている。(資料7)

政務活動費の支出先として相応しくない事業者のため、支出は認められない。

別紙2

請求人の陳述(要旨)

各務議員と吉沢議員の監査請求の申身について陳述する。
 両議員の委託先について、まず資料4の5枚の請求書や領収書は全て委託先が発行したものである。
 ①は各務議員の請求書で、④は吉沢議員の請求書である。そして、ほか3枚は別の議員などの請求書や領収書を添付しているが、電話番号は5つとも異なっている。前回の監査で各務議員は、①以外の電話番号は無関係であると主張しているが、確かに各務議員からすれば無関係な電話番号なのかもしれないが、ほかの4人の議員などの電話番号が全て違うことは紛れもない事実である。電話番号を頻繁に変更するのは事業者の自由だが、10か月で5回も電話番号を変えざるを得ない事業者があれば、その事業者の発行した領収書の申身を疑ってしまうのは普通ではない。

また、委託先のプランエムの所在地が港区にあるバーチャルオフィスは、下請事業者社長は、こちらの所在地に郵送した郵便物が戻ってきたと言っている。本当にこのバーチャルオフィスを契約されているのかも調べるべきである。

探偵に調査を依頼したところ、現在の委託先の領収書を精査したところ、各務議員は、21万4000部の印刷と1移動している。

そして、令和2年度の委託先の領収書を精査したところ、各務議員は、21万4000部の印刷と17万9000部のポスティングを発注している。吉沢議員は、11万3860部の印刷と9万2560部のポスティングを発注している。この対応の部数の印刷とポスティングは本当にされているのか。現在、似たような案件で刑事告発されていることから、各務議員と吉沢議員の印刷枚数やポスティングについても正しく行われていない可能性があるため、詳細に確認する必要があるのではない。

次に資料6は、3枚とも似たような制作物を添付しているが、3ページの比較表では、都内Aさんの請求項目には、デザインシヨナル、デザイン料、送料及び諸経費などの項目はなく、印刷部数は半分以上の少数なのに、なぜか1枚単価が大幅に安い。なぜ各務議員と吉沢議員の領収書はすべて高額であり、都内Aさんには請求されていない項目が複数あるのか、説明を求めらる。

次に、秋田議員の事務所費について陳述する。
 2021年8月19日の監査結果により、秋田議員の事務所は101号室及び201号室の2部屋を月額19万9000円で賃貸契約していたことが明らかになったが、市民だけでなく、監査委員、議会事務局でさえも201号室の存在は知らなかったのではない。

資料8では、秋田議員の事務所関連の収支報告書には、201号室と記載されたものは何一つとして存在しない。また、電気代やガス代は201号室のものも合算して政務活動費から支出しているが、201号室の水道代だけは支出していないのはとても不可解である。水道局に確認したところ、水道代は契約者が同一人物であっても合算できないことになっているため、101号室と201号室の部屋ごとに請求書が発行されることなので、201号室と記載された領収書のため、政務活動費からの支出を戻すとしたしか考えられない。

以上ことから、事務所としての形態を備えていない私的利用である201号室の存在を故意的に隠していたと疑いざるを得ない。

また、101号室については、201号室同様に、看板、ポストの表札がないため、外観上、事務所としての形態を備えていない。そして、101号室の入り口付近に、たとえ秋田議員のポスターが貼ってあっても、このポスターを見て、秋田議員の事務所だと分かるのは、オートロックで建物内に入ることも可能である3人の居住者のみである。幸区の人口約17万人のうち、たった3人しか秋田議員の事務所だと知ることができない事務所を、形態を備えていると言えるのか。そのため、201号室は当然ながら、101号室の事務所の返還請求も求めらる。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめています。

1, 2, 5, 3, 588円の返還を求めらる。

③請求者

請求者であるNPO法人国民の健康と生活を守る会は、区役所との協同事業をはじめ、就労相談支援、生活困難者のサポートなどの社会貢献活動を行なっている市民団体です。
 令和2年6月に市民の力から、川崎市議会議員の政務活動費の不適切な支出を疑う情報提供メールを頂いたのきっかけで調査し、監査請求を決議した。

④地方自治法第242条第1項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な処置を請求する。

- 資料1 各務議員がプランエムへ広報・広聴費から支出した領収書及び収支報告書
- 資料2 吉沢直美議員がプランエムへ広報・広聴費から支出した領収書及び収支報告書
- 資料3 秋田恵議員の令和2年度政務活動費収支報告書
- 資料4 プランエムは各議員によって電話番号が異なる証拠(5種類)
- 資料5 都内Aさんの領収書
- 資料6 3人とも同じような制作物
- 資料7 警察署発行の刑事告発が受理された証明
- 資料8 秋田恵議員の101号室しか明記していない請求書

別紙 3

関係職員の陳述(要旨)

初めに、1の政務活動費の概要について、
 政務調査費は、平成12年5月の地方自治法(以下「法」という。)の改正により制度化され、平成13年4月4日から施行されることとなった。これは、地方議会の果たす役割がますます増大するという流れの中で、地方議会の活性化を図るため、会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図ることとされたものである。その後、平成24年に、従来調査研究活動として認められていなかった対外的な陳情活動などのための旅費や交通費、会議に要する経費などにも使途が拡大できるようになり、名称も政務活動費と変更された。
 川崎市議会で、平成13年4月1日に「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」を施行して以来、1件当たり5万円以上の支出に係る領収書の添付を義務化した改正条例を平成19年5月3日に、全ての領収書の添付の義務化、事務所費の新設、個人支給との選択制の導入を内容とする改正条例を平成20年4月1日に、法の改正に伴う政務調査費から政務活動費への名称変更等を内容とする改正条例を平成25年3月1日に施行し、令和2年6月30日からは、令和元年度に交付をした政務活動費に係る収支報告書の市議会ホームページでの公開を開始している。

政務活動費の交付の対象、額、交付の方法、具体的に充てることができる経費の範囲については、法により条例で定めることになっている。本市では、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(以下「条例」という。))を制定し、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。この政務活動費の制度は、会派及び議員の調査研究その他の活動を支えるものであり、その使途について市民に説明責任を負うことを認識し、適正に使用することが求められている。

次に2、政務活動費の性格について、
 法第100条第14項は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」と規定している。実際の会派や議員が行う調査研究その他の活動の内容を考えると、議会が長そく他執行機関を監視する責務を負っていることから、おのずと執行機関等に対する批判や監視という性格となるものである。このことについては、平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷判決では、政務調査費条例上、政務調査活動に関して、会派から執行機関に対して具体的に報告する義務が定められていないこと、趣旨について、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との制衡と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とし、政務調査費条例は、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書の記載から明らかになる場合を除き、執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って、その使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」と判断している。

また、平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷判決で、「議員の調査研究活動は多岐にわたる、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」との判断を踏まえ、政務活動費は、法の規定に基づく条例、規則における使途基準の範囲内で使わなければならないことは当然として、政務活動費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量に委ねるというのが法及び条例の趣旨であると考えられる。

次に3、本市の条例、規則の内容について、
 初めに、(1)交付対象及び交付額について、条例第3条では、交付対象は、「会派」又は「会派と会派所属議員(交付対象議員)」の選択制とし、交付月額は、「会派」を選択した場合、議員1人当たり4

5万円、「会派と会派所属議員」を選択した場合は、会派分が所属議員1人当たり5万円、議員分が40万円としている。

次に、(2)会派及び議員の責務について、条例第2条では、「会派(所属議員が1人である場合も含む。)及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」と規定している。

次に、(3)支出の基準について、政務活動費の使途については、条例第10条において、政務活動(調査研究、研修、広報、市民相談を含む広報、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意見を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動)に資するために必要な経費に対して交付することとされており、具体的には政務活動費で支出できる経費を別表に掲示し、調査研究費、研修費、広報、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料費、人件費、事務費、事務所費の9項目を定めている。

次に、(4)収支報告書の提出と閲覧について、条例第11条では、前年度の交付に係る収支報告書を作成し、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しを添えて、毎年4月30日までに議長に提出しなければならないとしている。また、条例第15条では、「収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない」とし、規則第14条では、「収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会開会日までの間」としている。

次に、(5)交付の決定の取消しについて、交付の決定の取消しについては、条例第13条で、「市長は、政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めに基づき、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする」としている。
 次に4、本市の運用指針の内容について、
 本市の「政務活動費の運用指針(以下「指針」という。))は、平成19年度の「5万円以上の領収書の添付」を義務付ける本市条例の改正に合わせて策定されて以降、平成20年度の「1円以上の領収書の添付」を義務付ける条例の改正に合わせての改正、平成25年度の法の改正に伴う政務調査費から政務活動費に改められたことによる改正等を経て、平成26年度から現在の指針を適用している。

指針は、市長が定めたものではなく、本市議会の全会派から選ばれた議員及び無所属議員から成る政務調査費検討プロジェクトにおいて、平成19年の監査結果(個別外部監査の考え方)を基に、会派議員の政務調査費の支出に係る判断を所とすため、当時他都市の運用指針や裁判例等を参考にしながら議論し作成したものでなく、本指針の全会派及びその所属議員並びに無所属議員は、この指針を踏まえて政務活動費の具体的な支出について判断している。

なお、会派及び議員の調査研究活動及びその方法は多岐にわたるため、指針は全ての事例が網羅できているものではない。したがって、会派及び議員は、条例・規則の趣旨に沿って、裁判例等をも参考にしながら、個々の具体的な支出の適合性について総合的に判断していく必要がある。

次に、(1)指針の趣旨について、指針では、収支報告書に添付する領収書等の支出を証明する書類に、領収書等とともに、領収書等を的確かつ分かりやすく整理し保存するため、全ての支出に対して、経費区分、整理番号、実施年月日、支出年月日、支出先、使途内容や事業名等を記入する「支出伝票」を提出することとしており、そのほかにも支出伝票を経費区分や整理番号ごとに整理した「支出伝票一覧表」、さらに支出の透明性を高めるために、研究会、研修会、研究費、視察調査活動の開催や参加の場合にその内容を記載する「政務活動記帳票」を添付するなど、交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までの収支報告書の提出に当たっては、収支報告書のほかにも多くの書類の提出が必要であり、結果として、会派及び議員の提出作業と、議会事務局の点検・確認作業がともに膨大なものになってしまうが、より透明性が図られているものと考えられている。

次に、(2)政務活動費の運用の基本指針について、
 了、政務活動について、普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約

党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費、ウ、会議、会合等の開催に伴う茶菓代以外の飲食に係る経費、エ、選挙活動に係る経費、オ、後援会活動に係る経費、カ、私人としての活動に係る経費として、

次に6、政治活動費の事務の流れについて、
(1)交付申請、条例第5条では、会派の代表者及び交付対象議員は、政治活動費の交付を受けようとするとき、議長を経由して市長に申請しなければならぬとされている。

(2)交付決定、条例第5条では、市長は、交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知しなければならないとされている。

(3)交付請求、規則第3条及び第8条では、会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、政治活動費の請求を行うこととされ、交付は毎月10日とされている。

(4)政治活動費の活用、整理、調製、条例第9条等では、政治活動費の交付を受けている会派・議員には、交付を受けた政治活動費の整理を的確に処理しなければならないとされ、政治活動費を使用する際は、支出を受けた作成、領収書等の整理、会計帳簿の記載等を行い、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行うとされている。

(5)収支報告書の提出、条例第11条等では、会派の代表者及び交付対象議員は、交付を受けた年度の属する年度の翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出についての報告書を支出に係る領収書その他の支出を証明する書類の写しとともに議長に提出し、議長は、これらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出することとされている。

(6)剰余金の返還、条例第12条及び規則第11条では、交付された政治活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行うとされている。

(7)議会による点検・確認作業、閲覧準備は次の項目で説明する。

(8)収支報告書等の閲覧、条例第15条及び規則第14条では、議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供することとされている。

次に7、議会による点検・確認作業、閲覧準備について、
会派や交付対象議員の政治活動費の支出における議会による点検・確認作業を行うに当たっては、会派や交付対象議員の政治活動費の性格や本市の指針の算定経路から、その政治活動の内容を議会が確認するものではない。このため、議会では、会派や交付対象議員から提出された収支報告書や領収書その他の支出を証明する書類を閲覧に供するに当たり、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤りその他の支出を証明する書類の不備、押印漏れ等の点検・確認を行っている。また、支出を証明する書類の提出に当たっては、市政の調査研究活動との関連性を明確に位置付けるために、会派及び議員が政治活動の記録簿をはじめとして、帳票上で自ら分かりやすく説明を行うよう促すとともに、多岐にわたる市政の調査研究活動が「調査研究に資するために必要な経費」であるかについては、条例、指針、裁判例等を参考にしながら、会派・議員が自ら適正な判断を行っている。

次に、(1)四半期ごとの整理について、会派及び交付対象議員は、四半期ごとに支出伝票や領収書、会計帳簿等の整理を行っており、この時点で書類のそろえ方や記載方法等の問合せも多くある。

(2)4月30日までの収支報告書の提出、会派及び交付対象議員は、収支関係書類等の修正等を行い、政治活動費の交付を受けた年度の属する年度の翌年度の4月30日までに収支報告書と支出に係る領収書、その他の支出を証明する書類の写しを議長宛てに提出する。

(3)5月から6月にかけての議会による点検・確認作業、閲覧準備、7、4月30日の収支報告書の提出後、議会局では、会派及び交付対象議員から提出された収支報告書や領収書その他の支出を確認できる書類の点検・確認作業を6月30日の閲覧に間に合うよう行う。なお、この点検・確認作業に

の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有し、さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められる中、議会の構成員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため必要とする経費の一部を政治活動費として交付している。

イ、実費弁償を原則としている。
ウ、按分による支出、会派及び議員による「調査研究その他の活動（政治活動）」と、それ以外の政治活動、選挙活動、後援会活動などが浑然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分から分らない場合は、金額を政治活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出している。

エ、執行にあたっての原則、政治活動費の使用については、条例、指針によるほか、会派又は議員の自律的な判断に委ねられているため、政治活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び議員の責任において適正な執行に努めることとされている。また、政治活動費が公金であることから、使途内容等についての透明性の確保が求められるため、会派又は議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票などにおける説明の充実に努めることとされている。

次に5、政治活動費の支出範囲と支出できない経費について、
運用指針では、条例第10条別表の9種類の経費区分ごとに支出の考えを記載している。また、政治活動費を充てることができない支出不可の経費も記載している。

(1)調査研究費、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行政等に関する調査研究をするのに要する経費であり、経費内容は、会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等としている。

(2)研修費、会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するに要する経費であり、経費内容は、会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等としている。

(3)広報・広聴費、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費であり、経費内容は、会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等としている。

(4)要請・陳情活動費、会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費であり、経費内容は、印刷製本費、旅費等としている。

(5)会議費、会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するに要する経費であり、経費内容は、会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等としている。

(6)資料費、会派又は交付対象議員がその活動に必要な資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するに要する経費であり、経費内容は、印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等としている。

(7)人件費、会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するに要する経費であり、経費内容は、報酬・日当、交通費、社会保険料等としている。

(8)事務費、会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するに要する経費であり、経費内容は、消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器、備品等購入費、電話料、送料等としている。

(9)事務所費、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費であり、経費内容は、事務所賃借料、維持管理費等としている。

(10)は支出不可としている経費は、ア、せん別、慶弔、寸志、病氣見舞、年賀状の購入及び印刷代金等の交際費的な経費、イ、党費、党大会参加費、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政

別紙 4

政治活動費に係る法令等 (本件措置請求に関連する部分のみ)

1 地方自治法 (昭和22年法律第67号)

第100条 略
2～13 略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政治活動費を交付することができる。この場合において、当該政治活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政治活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
15 前項の政治活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政治活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
16 議長は、第14項の政治活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
17～20 略

2 川崎市議会の政治活動費の交付等に関する条例 (平成13年川崎市条例第11号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第100条第14項から第16項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政治活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。
(会派及び議員の責務)

第2条 会派 (所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。)及び議員は、政治活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的として、これを認識し、政治活動費を適正に使用しなければならない。
(交付の対象及び額)

第3条 政治活動費は、議長に構成の届出があった会派及び当該会派の議員 (次項の規定により50,000円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。)に対して交付する。
2 会派に対する政治活動費の月額額は、450,000円又は50,000円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。
3 交付対象議員に対する政治活動費の月額額は、400,000円とする。
4 第2項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

(交付の方法)

第4条 政治活動費は、規則で定める政治活動費の交付日 (以下「交付日」という。)における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。
2 前条第2項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。
3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。
4 交付日においては次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政治活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。
(1) 議員の任期満了
(2) 議会の解散
(3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名
(4) 議員の所属会派からの脱会又は除名
(5) 会派の解散
(6) 議員の会派への加入
5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第1項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政治活動費から、当該交付日後であるときは当該月の翌月分の政治活動費から交付する。
6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第1項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政治活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政治活動費が交付されている場合は、

おいて、広報紙で政治活動と明らかに関連しないものがある場合には、会派、交付対象議員から広報紙の原本を提供し、按分率を確認するが、確認後、広報紙の原本は会派・交付対象議員に返却している。また、事務所については、議員本人に確認の上、議長宛てに提出される事務所名、所在地、床面積等を記載した政治活動事務所台帳や賃貸借契約書の写しをもって事務所の使用を確認している。
令和2年度の政治活動費交付分では、市議会全体で6,500件強の支出があり、その1件1件について内容を確認している。また、ミスを防ぐため複数職員によるダブルチェックにより作業をしている。なお、点検・確認作業は議員との確認を要する支出がある場合、市議会議員は毎日登庁しているものではないため、議員との確認作業に時間を要しているといったこともある。
イ、議会局による点検・確認作業が終了したら、情報公開条例第8条に規定する不開示情報やマスクキングする。令和2年度政治活動費交付分では、市議会全体で6,500件強の支出があり、その1件1件について記載された内容を確認しながらマスクキングをする。このマスクキング作業でも、ミスを防ぐために複数職員によるダブルチェックをしている。

(4) 6月30日からの収支報告書等の閲覧、政治活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から一般の閲覧に供する。

令和2年度の政治活動費交付分では、市議会全体で6,500件強の支出があり、議会局では閲覧までの時間的な制約がある中で、この膨大な書類の点検・確認作業、閲覧に係る個人情報やマスクキング作業、閲覧書類のコピーを行った上で、簿冊に整理し、収支報告書及び領収書等を公開している。
最後に、職員措置請求書の内容について、
(1) 各務係差支議員及び吉沢直美議員に対するものについて、ア、請求人が提出した職員措置請求書は、各務係及び吉沢議員の広報・広聴課における広報紙に関する内容であるが、運用指針では、広報・広聴課において、広報紙等の作成及び印刷等については、内容により政治活動と関連性を個別に判断し必要な按分率によって支出すること、広報紙については政治活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能であること、政治活動と無関係な内容等が含まれている場合は紙面の面積に応じ適切に按分することとなり、事務局での点検・確認作業では、両議員から当該広報紙を提供してもらい、広報紙の内容により按分率を確認している。

イ、議会局では、両議員から提出された支出伝票、請求書、領収書、振込済通知書を点検・確認したところ、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤り、書類の記載内容・経理内容、添付書類の不備、押印漏れ等について点検し、誤りや不備のないことを確認している。また、個々の支出については、条例、指針を踏まえた支出であることを両議員から確認している。
(2) 秋田議員に対するもの、ア、請求人が提出した職員措置請求書は、秋田議員の事務所の賃借料及び光熱水費に関する内容であるが、運用指針においては、事務所としては、事務所としての形態を備えているものに限り、事務所の賃借目的等、諸般の事情を総合的に考慮して判断すること、事務所の形態について、ビル等の一室などの不動産を借りて個人事務所を開設している場合は、賃借料、光熱水費といった維持管理費、事務所の支出が可能であること、事務所の賃借料・光熱水費・駐車場、その他維持管理費及び事務費については、合理的かつ明確な区分ができない限り、按分し支出する必要があることとなり、秋田議員は2分の1を按分し支出している。また、事務所への政治活動費の支出を行うに当たり、事務所名、所在地、床面積等を記載した政治活動事務所台帳と賃貸借契約書の写しを議長宛てに提出している。

イ、議会局では、秋田議員から提出された支出伝票、領収書等を点検・確認したところ、条例、規則の明白な違反、指針上の明白な誤り、書類の記載内容・経理内容、添付書類等について点検し、誤りや不備がないことを確認している。また、個々の支出については、条例、指針を踏まえた支出であることを秋田議員から確認している。

陳述書の以降のページについては、議会局による点検・確認作業を行う際のポイントを記載している。

※関係職員の陳述の要旨をまとめています。

(交付の決定の取消し)
 第13条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づき規則で定められたものであると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

(政務活動費の返還命令)
 第14条 市長は、前条の規定により、政務活動費の交付の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

(収支報告書の閲覧等)
 第15条 議長は、第11条第1項及び第2項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報(川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第8条に規定する不開示情報をいう。)が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しななければならない。この場合において、当該収支報告書の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

3 第1項の規定による収支報告書の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

4 第1項の規定により収支報告書を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(雑用)
 第16条 第11条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について運用する。この場合において、第11条第1項中「代表者」とあるのは、「代表者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合においては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合においては、その相続人その他の一般承継人)」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年4月30日まで」とあるのは「連やかに」と、第12条、第13条及び第14条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合においては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合においては、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。

(委任)
 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則
 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
 附 則 略
 附 則 略
 別表(第10条関係)

経費の区分	内容	支出できる経費の種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費

この限りでない。
 (交付の申請及び決定)
 第5条 会派の代表者(所属議員が1人である場合)又は、当該議員をいう。以下同じ。)及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を經由して、市長に申請しななければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、連やかに議長を經由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しななければならない。

(変更の届出)
 第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、連やかに議長を經由して、その旨を市長に届け出なければならない。

(増額の申請及び決定)
 第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を經由して、市長に申請しななければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、連やかに議長を經由して、その旨を当該会派の代表者に通知しななければならない。

(減額等の決定及び通知)
 第8条 市長は、第4条第4項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は第4条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第4条第4項第3号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととする。

この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号に該当するときは、同項第5号に該当するものとみなす。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、連やかに議長を經由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しななければならない。ただし、第4条第4項第1号、第2号又は第5号に該当する場合は、交付しないこととしたときは、この限りでない。

(経理責任者の設置等)
 第9条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しななければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)
 第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動(調査研究、研修、広報、広聴(市民相談を含む)、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。)に資するため必要な経費に充てて交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができる。

(収入及び支出の報告等)
 第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しななければならない。

2 前項の規定により収支報告書提出する場においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添えて、提出しななければならない。

3 議長は、前2項の規定による収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)の提出があったときは、連やかにその写しを市長に提出しななければならない。

(剰余金の返還)
 第12条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しななければならない。

4	要請・陳情活動費	に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費 会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費
5	会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するに要する経費
6	資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するに要する経費
7	人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するに要する経費
8	事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費
9	事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則 (平成13年川崎市規則第16号)

- (趣旨)
第1条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第11号、以下「条例」という。)の実施のために必要な事項を定めるものとする。
(用語)
第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
第3条 条例第4条第1項の規則で定める交付日は毎月10日とする。ただし、その日が川崎市の休日となる条例(平成5年川崎市条例第16号)第1条第1項に掲げる市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の前日を交付日とする。
第4条 条例第6項(ただし書を除く。)の規定により政務活動費を交付する場合には、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。
(政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書)
第5条 条例第5条第1項の規定による申請は、政務活動費交付申請書(会派用)(第1号様式)又は政務活動費交付申請書(交付対象議員用)(第1号様式の2)によるものとする。
第6条 条例第7条第1項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書(第4号様式)によるものとする。
第7条 条例第7条第2項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。
第8条 条例第8条第2項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書(第6号様式)によるものとする。

- (請求書の提出)
第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月「金銭会計規則」という。第82条の規定により請求書を作成し、提出しなければならない。
第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。
第10条 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類(以下「支出確認書類」という。)を徴し、これを提出しなければならない。この場合において、支出確認書類を提出することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書(以下「支払証明書」という。)をもってこれに代えることができる。
第11条 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を複製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を作成し、提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して8年を経過する日まで保存しなければならない。
(政務活動費収支報告書)
第12条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書(会派用)(第7号様式)又は政務活動費収支報告書(交付対象議員用)(第7号様式の2)によるものとする。
(剰余金の返還)
第13条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。
(交付の決定の取消通知)
第14条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。
(返還命令)
第15条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。
第16条 条例第15条第1項の規定による返還命令は、政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。
(収支報告書等の閲覧等)
第17条 条例第15条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。
第18条 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようしなければならない。
(雑用)
第19条 条例第15条第3項に規定する収支報告書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。
第20条 条例第15条第4項及び第5項の規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名された場合において、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について運用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。

附 則
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則 略

職 員 共 済 組 合 公 告

川崎市共済公告第16号

令和3年10月22日執行の川崎市職員共済組合組合会監事選挙において、次の者が当選人と決定し同日就職したため、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき公告します。

令和3年10月28日

川崎市職員共済組合

理事長 伊藤 弘

監事 唐仁原 晃

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第154号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第155号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第156号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告

します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着し得る日	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第2期	令和3年11月2日（第2期分）	計1件
令和3年度	介護保険料	第3期	令和3年11月2日（第3期分）	計1件
令和3年度	介護保険料	第4期	令和3年11月2日（第4期分）	計1件
令和3年度	介護保険料	第5期	令和3年11月2日（第5期分）	計2件
令和3年度	介護保険料	第6期	令和3年11月2日（第6期分）	計20件

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第157号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着し得る日	件数・備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料	第3期	令和3年11月2日（第3期分）	計3件

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第158号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第159号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第160号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和3年度	国民健康保険料	3期	令和3年11月2日(3期)	計2件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第161号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月27日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第162号

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月27日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第163号

後期高齢者医療保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月27日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第33号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

中原区公告

川崎市中原区公告第54号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市中原区長 永山実幸

(別紙省略)

高津区公告

川崎市高津区公告第83号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第84号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第6期分	令和3年11月2日(第6期分)	計7件
令和2年度	介護保険料	第9期分	令和3年11月2日(第9期分)	計1件
令和2年度	介護保険料	第10期分	令和3年11月2日(第10期分)	計1件
令和2年度	介護保険料	第11期分	令和3年11月2日(第11期分)	計1件
令和2年度	介護保険料	第12期分	令和3年11月2日(第12期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第85号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料	第3期分	令和3年11月2日(第3期分)	計2件

(別紙省略)

宮前区公告

川崎市宮前区公告第39号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月15日

川崎市宮前区長 南昭子

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和 3年度	後期高齢者 医療保険料	第1期 以降		計1件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第40号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市宮前区長 南 昭 子

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 3年度	後期高齢者 医療保険料	第3期	令和3年11月2日	計2件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第41号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第42号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第46号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第47号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 3年度	介護保 険料	第5期	令和3年 11月2日	5件
令和 3年度	介護保 険料	第6期	令和3年 11月2日	5件
令和 3年度	介護保 険料	令和3年度 6過随分 (令和2年度分)	令和3年 11月2日	1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第48号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和3年10月28日

川崎市多摩区長 藤井智弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第49号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年10月28日

川崎市多摩区長 藤井智弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

麻生区公告

川崎市麻生区公告第65号

保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市麻生区長 三瓶清美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第66号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市麻生区長 三瓶清美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第67号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年10月20日

川崎市麻生区長 三瓶清美

（別紙省略）

川崎区選挙管理委員会告示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第29号

令和3年10月31日執行の川崎市市長選挙において既に選任した本区役所期日前投票所の投票管理者職務代理者を変更し、改めて公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により、次のとおり選任しました。

令和3年10月22日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 猪脇利夫

川崎市川崎区役所期日前投票所

職務を行う日	投票管理者職務代理者		
	住所	氏名	職務時間
10月22日	川崎市高津区末長1丁目5番4号	依田耕一	午前8時30分から午後8時00分まで

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第30号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において既に選任した本区役所期日前投票所の投票管理者職務代理者を変更し、改めて公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び第3項の規定により、次のとおり選任しました。

令和3年10月22日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 猪 脇 利 夫

川崎市川崎区役所期日前投票所

職務を行う日	投票管理者職務代理者		
	住 所	氏 名	職務時間
10月22日	川崎市高津区 末長1丁目 5番4号	依 田 耕 一	午前8時30分から 午後8時00分まで

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第31号

令和3年10月31日執行の川崎市長選挙において既に選任した第5投票区の投票管理者職務代理者を変更し、改めて公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

令和3年10月28日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 猪 脇 利 夫

投票区	投票管理者職務代理者		
	住 所	氏 名	職務時間
第5 投票区	東京都墨田区太平 1丁目6番9号 パークアクセス 錦糸町1305号室	久保田 信吾	午前7時00分から 午後8時00分まで

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第32号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において既に選任した第5投票区の投票管理者職務代理者を変更し、改めて公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項及び第3項の規定により、次のとおり選任しました。

令和3年10月28日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 猪 脇 利 夫

投票区	投票管理者職務代理者		
	住 所	氏 名	職務時間
第5 投票区	東京都墨田区太平 1丁目6番9号 パークアクセス 錦糸町1305号室	久保田 信吾	午前7時00分から 午後8時00分まで

--	--